

第3章

景観配慮指針

本章では、良好な景観を形成するために必要な考え方とポイントを「配慮指針」として示します。

1. 概要

1 景観配慮指針とは

第2章の目標と方針のもと、景観づくりを推進していくためには、豊橋市の景観形成に関わる市民、事業者、行政の一人ひとりの取り組みの積み重ねが重要です。

景観配慮指針は、市民、事業者、行政が、建築等様々な行為の際に、地域らしい景観形成を進めるための考え方を共有することを目的に定めています。本指針は、次のような性格を持つものです。

- 建築物の建築や外観変更、工作物の建設や外観変更、開発行為といった、景観に係る行為を対象にした指針です。小規模なものから大規模なものまで対象にしており、建築物であれば、戸建住宅などの小規模建築物から高層ビルなどの大規模建築物まで対象にしています。
- 建築物の建築等、対象となる行為の計画、設計、施工、維持管理の段階において理解し、尊重していただきたい、「地域で大切に考える方」や「地域らしい景観づくりのポイント」を示すものです。

- 一定規模を超える建築行為等については、景観法第16条に定める行為の届出の対象となり、本指針が景観形成基準（景観法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項）となります。

* 対象行為と規模については第4章で確認して下さい。

2 景観配慮指針の見方

景観配慮指針は、「共通指針」と「エリア別指針」、「石巻山と豊川の指針」によって構成されています。

「共通指針」は、豊橋市内全域を対象とした配慮指針であり、良好な景観の形成を図るために必要な共通的な考え方を示すものです。

「エリア別指針」は、行為の場所周辺の景観特性に応じて、大切に考える方と景観づくりのポイントを示すものです。市内を14のエリアに区分し、エリアごとに配慮指針を定めています。

「石巻山と豊川の指針」は、市民が昔から大切にしてきた石巻山と豊川の景観について、将来にわたって引き継ぎ、より美しいものに育てていくための考え方や景観づくりのポイントを示すものです。「石巻山眺望保全指針」と「豊川水辺景観育成指針」のふたつを定めています。

景観配慮指針を見る際は、「共通指針」を読んだ上で、行為の場所に該当する「エリア別指針」を読んでください。また、行為の場所が、「石巻山と豊川の指針」の対象区域に該当する場合は、該当する指針も読んでください。

■ 図 「目標と方針」と「景観配慮指針」の対応イメージ



2. 共通指針

ここでは、良好な景観の形成を図るために配慮が必要な共通的な考え方を、共通指針として示します。

当指針の対象は、豊橋市内全域です。

共通指針1

第2章の「目標と方針」を確認し、目標景観像や方針を尊重しましょう

本計画の第2章では、本市の目標景観像を示し、その実現のための基本方針を示しています。その上で、地域らしく、美しくまとまりある景観を形成するために、市域を6つの地域に区分し、地域別の方針を示しています。

本市における景観配慮を行う際に、理解が必要な基本的な内容になりますので、確認の上、それらを尊重した計画、設計等を行いましょ

共通指針2

周辺の景観資源を把握し、 行為と景観資源の位置関係に応じた 配慮を行いましょ

本計画の第1章では、景観資源の分布状況と概要を示しています。

建築等の行為にあたり、その周辺に重要な景観資源が位置していないか確認してください。その上で、道路等の公共空間等から景観資源を眺め、景観資源を訪れる際に、当該行為がどのように見えるかを想定し、景観資源への眺めの中で、視覚的影響の少ない規模、視線を遮らない配置、存在感を薄める緑化、またその周辺環境と調和した形態、意匠等とすることが大切です。

また、山並みや田園などの比較的スケールの大きな、一定のまとまりのある景観資源は、遠方からも視認される頻度が高くなります。行為の周辺のみならず、遠方からどのように見えるかも十分に配慮することが重要です。

景観資源への配慮は、地域らしく、美しくまとまりある景観形成のために特に重要となりますので、確認の上、位置関係に応じた配慮を行いましょ

3. エリア別指針

ここでは、行為の場所周辺の景観特性に応じて、大切に考える考え方と景観づくりのポイントを、エリア別指針として示します。

1 エリア区分

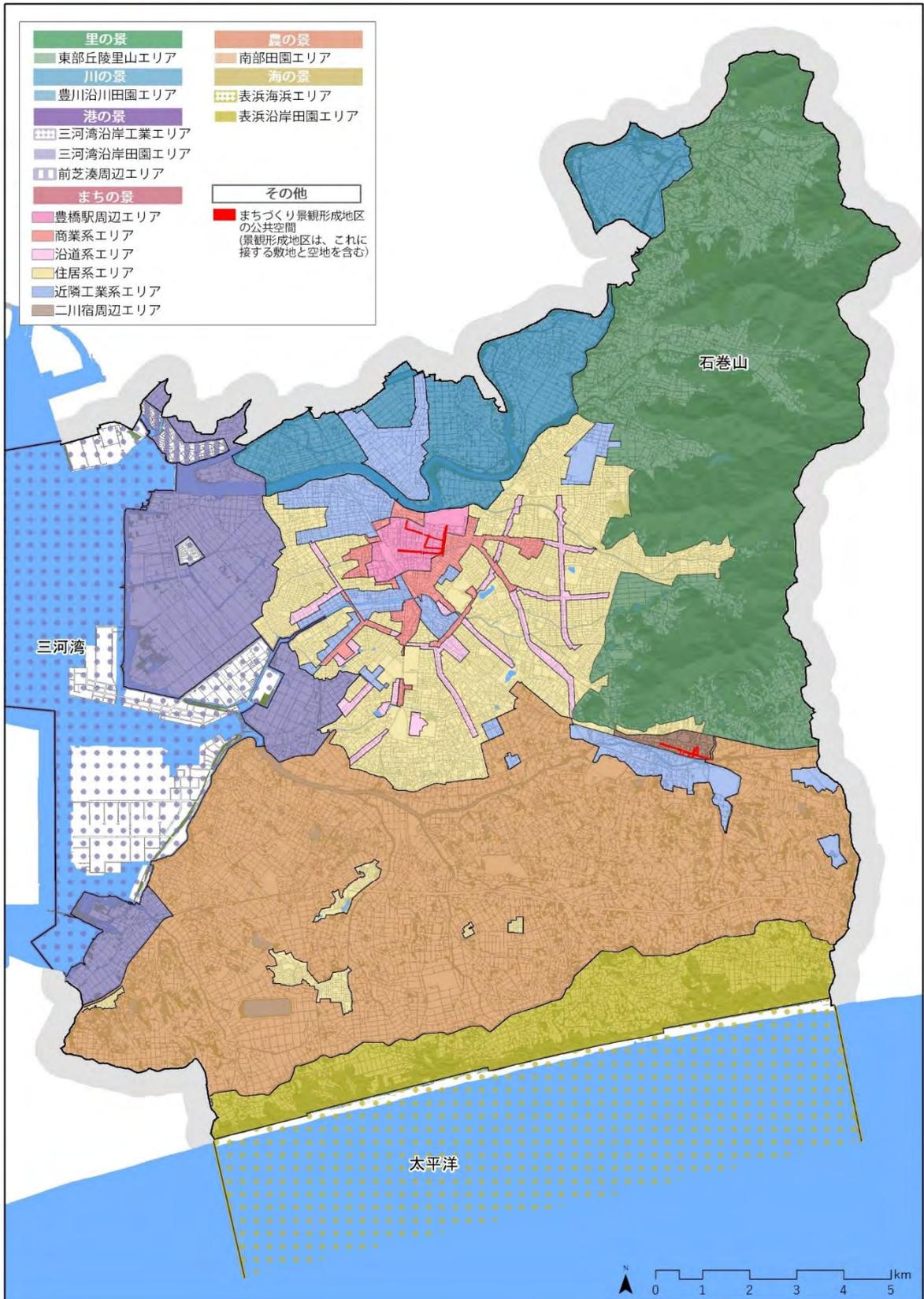
第2章で定めた6つの地域別の方針を踏まえつつ、建築物の新築等にあたっては、よりきめ細やかに、周辺環境の特性を認識して計画、設計を行うことが重要です。エリア別指針を定めるにあたって、6つの地域を、景観特性に応じて更に区分した14のエリアを設定しました。

■ 表 エリア区分

地域	エリア	エリアの概要
里山の景	東部丘陵里山エリア	市街化調整区域
川の景	豊川沿川田園エリア	市街化調整区域
港の景	三河湾沿岸工業エリア	準工業地域、工業地域、工業専用地域、豊橋総合卸センター地区計画、中島処理場、臨港地区
	三河湾沿岸田園エリア	市街化調整区域
	前芝湊周辺エリア	旧前芝湊周辺の市街化区域（第1種住居地域、準工業地域）
まちの景	豊橋駅周辺エリア	豊橋市立地適正化計画が定める都市機能誘導区域等
	商業系エリア	近隣商業地域、商業地域 *豊橋駅周辺エリア等、他のエリアに含まれない範囲
	沿道系エリア	第2種住居地域、準住居地域
	住居系エリア	第1種低層住居専用地域～第1種住居地域、ふれあいガーデンタウン杉山地区計画、むつみね台地区計画、サンヒル若松地区計画、曙町松並地区計画
	近隣工業系エリア	準工業地域、工業地域、工業専用地域、豊橋リサーチパーク地区計画、三弥工業団地地区計画
	二川宿周辺エリア	旧二川宿周辺（第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、近隣商業地域）、市街化調整区域
農の景	南部田園エリア	市街化調整区域
海の景	表浜海浜エリア	市街化調整区域（海岸保全区域等）
	表浜沿岸田園エリア	市街化調整区域

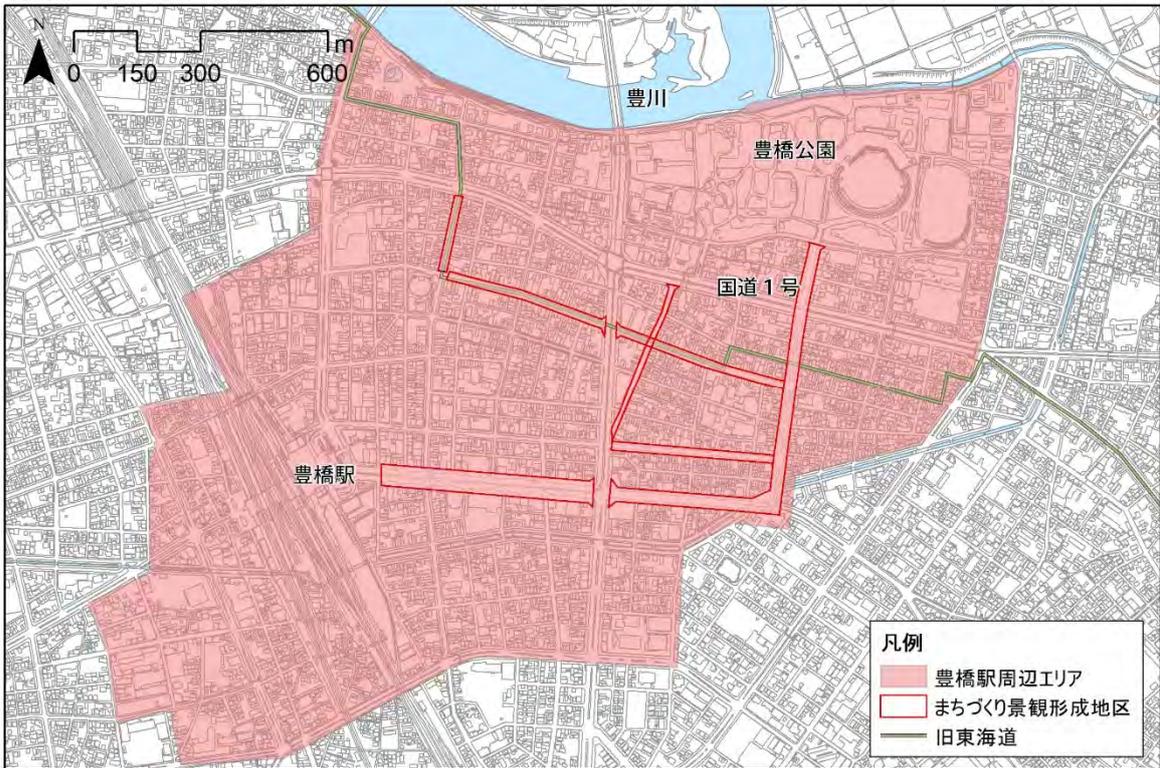
*海、川等の水面のあるエリアは、地先公有水面を含みます。

■ 図 エリア区分



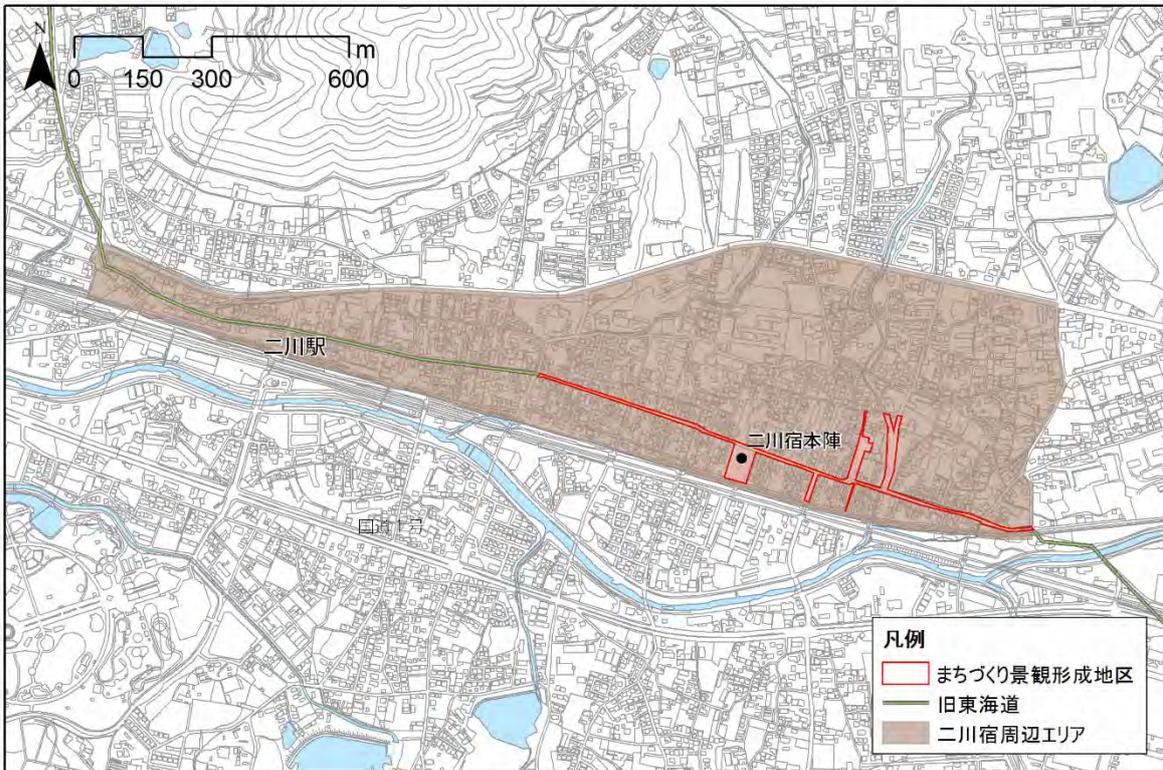
まちづくり景観形成地区については、P.100-101 をご覧ください。

■ 図 豊橋駅周辺エリア



まちづくり景観形成地区については、P. 100-101 をご覧ください。

■ 図 二川宿周辺エリア



まちづくり景観形成地区については、P. 100-101 をご覧ください。

2 まちづくり景観形成地区とは

まちづくり景観形成地区とは、地域の方々のまちづくりに対する意欲の高い地区や優れた景観資源がある地区などを、豊橋市まちづくり景観条例に基づき市が指定するもので、住民参加で景観形成の基準を定めます。

まちづくり景観形成地区は、現在、豊橋駅周辺の7地区と二川宿の計8地区に指定しており、各地区には、景観形成の方針や基準が定められています。

まちづくり景観形成地区は今後も追加していくことを想定しています。市内における住民の景観まちづくりに対する機運の高まり等に応じて、追加指定、範囲拡大等の検討を進めます。

(1) 豊橋駅周辺

豊橋駅周辺には、下記の7地区があります。

- ①豊橋シンボルロード景観形成地区（平成4年10月指定）
- ②駅前大通景観形成地区（平成6年1月指定）
- ③呉服通景観形成地区（平成6年5月指定）
- ④広小路四・五丁目景観形成地区（平成9年7月指定）
- ⑤札木・本町通景観形成地区（平成9年12月指定）
- ⑥上传馬通景観形成地区（平成11年8月指定）
- ⑦大手通景観形成地区（平成11年8月指定）

■ 図 豊橋駅周辺の景観形成地区の位置



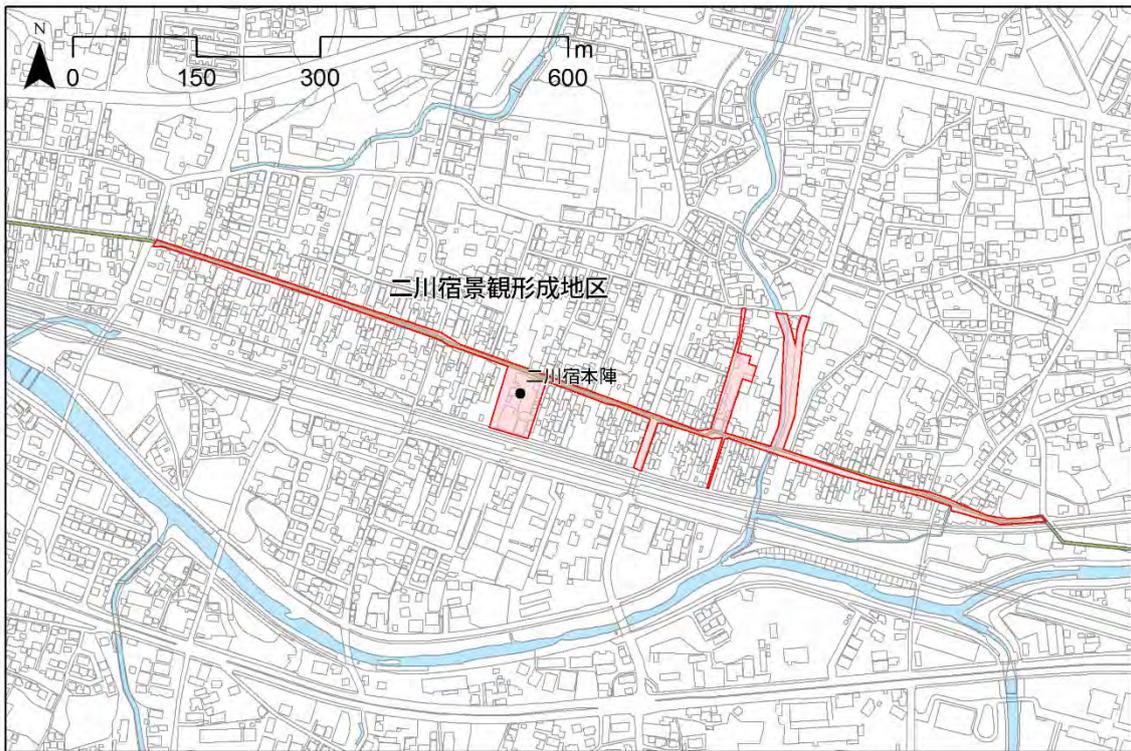
* 上図の赤枠は、各景観形成地区の道路を示しています。各景観形成地区の範囲は、これらの道路に接する敷地及び空地です。

(2) 二川宿

二川宿景観形成地区は、旧宿場町の一部に指定しており、地域住民の合意形成が図られたところから順次拡大し、現在の区域になっています。

- ①第1期指定（平成19年10月）
- ②第2期指定（平成22年10月）
- ③第3期指定（平成27年8月）

■ 図 二川宿景観形成地区の位置



* 上図の赤枠は、景観形成地区の道路や文化財敷地等の公共空間を示しています。景観形成地区の範囲は、これらの公共空間に接する敷地及び空地です。

3 エリア別指針

エリア別指針は、14 のエリアごとに、建築等様々な行為の際の計画、設計、施工、維持管理の段階において理解し、尊重していただきたい「地域で大切にしている考え方」や「地域らしい景観づくりのポイント」を示すものです。

計画や設計等に取り掛かる前に当指針を読むことで、エリアごとの環境を捉え、地域らしい景観を形成するために何が出来るかを十分に検討し、適切な配慮をしていただくことを目指しました。

景観づくりの方策を考えるための3つの視点

地域の特性をふまえて、具体的な景観づくりの方策を考えるための、Ⅰ～Ⅲの3つの視点を設けました。以下の3つの視点に基づき、エリアごとに異なる「地域で大切にしている考え方」と「地域らしい景観づくりのポイント」を定めています。

Ⅰ. 地域の成り立ちを知る

まずは、その場所の景観を特徴づけている地域の成り立ちを知ることが必要です。それぞれの地域の景観は、地形などの自然条件、歴史・文化的背景、土地利用等が基盤となって、ひとつのまとまりある景観が形成されています。

地域の成り立ちを知ることによって、自らの行為が地域にどのような影響を与えるかを認識し、その場所で景観づくりに取り組むことの意味を考えることが大切です。

Ⅱ. 周辺を見渡す

地域の景観の魅力は、個々の建物や工作物等のみを見ていては気付かないことが多くあります。山の緑を背に、手前に広がる農地と一体となった集落や、個性的な店構えが続く中にもまとまりをみせる商店街からは、地域の個性を感じ取ることができます。一つひとつの建物等が周辺と調和し合うことで、落ち着きや賑わいが、広がりを持つようになり、その地域の魅力へとつながります。

個々の行為の場所から離れ、周辺を見渡すことで、地域においてまとまりある景観を形成するために大切なことは何かを考えることが大切です。

Ⅲ. 細部に目を向ける

歴史や文化に培われた地域ごとの個性は、建物等の素材や意匠、生垣のつくりなど、地域をざっと眺めるだけでは分からない細部に宿っていることもあります。また、おもてなしの気持ちを表わした店先の飾りつけは、訪れた人の関心を引き、その場所に賑わいをもたらすことにもつながります。

それぞれの地域が、過去から大切に継承してきた景観づくりの作法を大切にしながら、個々の行為の細部にまで気を配り、小さな工夫を凝らすことが大切です。

■ 東部丘陵里山エリア [里山の景]

石巻山のある弓張山地や、その麓に広がる柿畑をはじめとした田園など、里山の景観が広がる市東部の丘陵地のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

連なる山地と山間の里地

本エリアは、東側に標高 300～400m の山々が北から南にかけて弓なりに主稜線を形成し、西側と南側には、緩やかに標高が下がる丘陵地や台地が広がっています。主稜線からは、西に向けて数本の尾根が伸び、三方を穏やかな山々に包まれた里地の空間が形成されています。

◆ 歴史・文化的背景

山の自然や街道と結びついた暮らしと文化

本エリアには、縄文時代の暮らしの痕跡や豪族たちの古墳が数多く残るとともに、奈良時代に開山されたと言われる普門寺をはじめ、古刹が点在し、長い歴史を今に伝えています。また、かつて、鎌倉街道や姫街道（東海道の脇街道）が山を越えて通り、人と文化の交流が盛んになり、姫街道に嵩山宿が設けられ、山麓には当時の面影が残っています。さらに、古くから、山の自然を利用して耕作などを行う里山の暮らしがあり、象徴的な石巻山は、信仰の対象となって人々の暮らしと深く結びついてきました。現在、山には自然歩道が通り、麓の葦毛湿原や社寺などとともに、市民のレクリエーションと憩いの場にもなっています。

◆ 土地利用

山の緑に包まれた集落と一面の農地

山地には、針葉樹と広葉樹が入り混ざった森林が形成されています。丘陵地や台地には、柿畑等の果樹園が広がり、川沿いを中心に水田が分布しています。集落は、斜面や川沿いを避け、山裾や平地にまとまって形成されています。

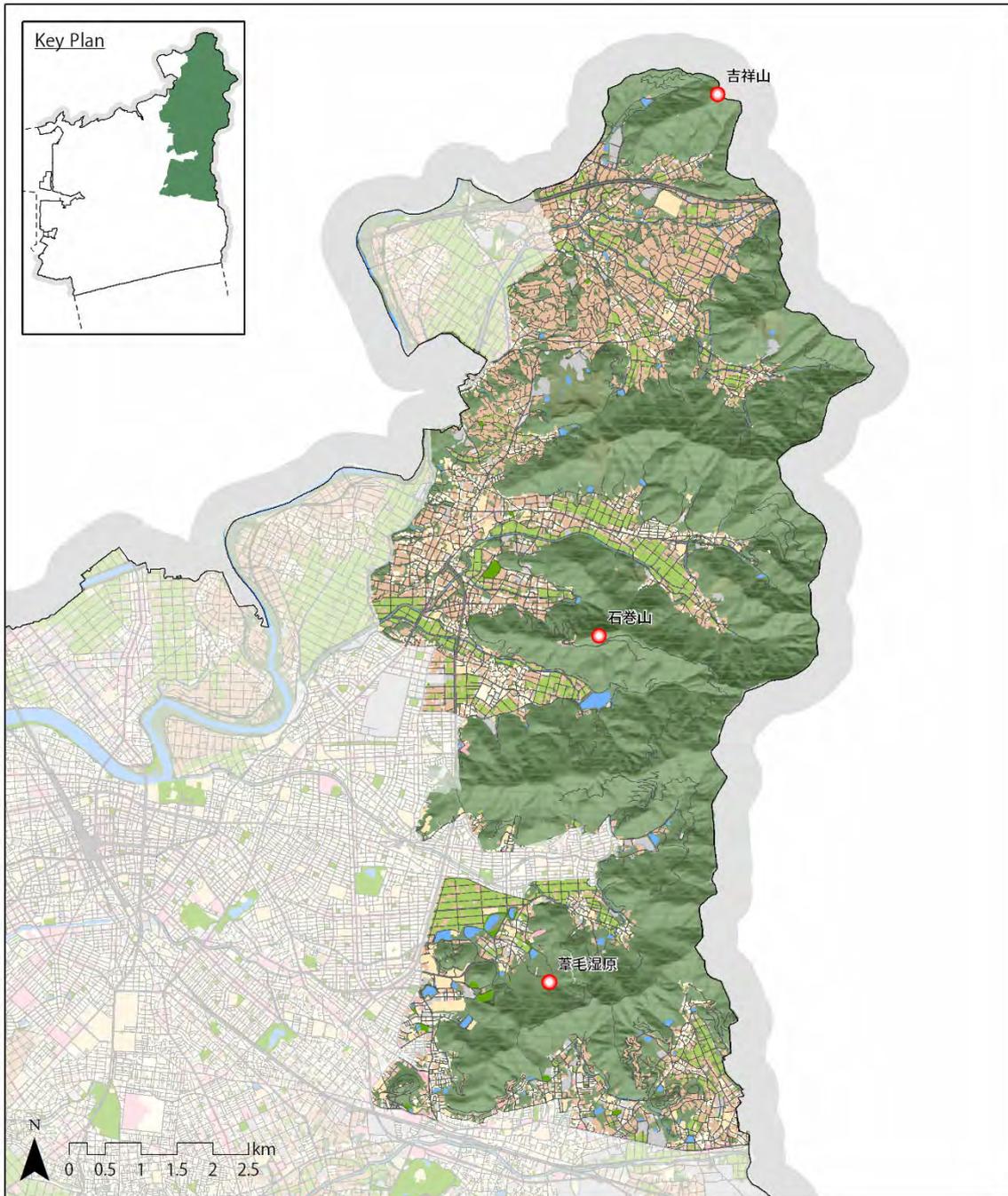


② 景観形成の目標像

緑の山に抱かれた、 ふるさとを感じるのどかな里山景観

里山の地形を大切にし、山の緑と広がりのある農地に包まれた、ふるさとを感じるのどかな里山の景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
山林等	美しい山並みと自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成
田	美しい田園景観の保全 歴史的景観資源の保全 既存集落や田園と調和した建築物等の景観形成
畑	
住宅等	
公共用地	
河川等	河川やため池の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（東部丘陵里山エリア）

視点	地域で大切に考える方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■山並みに暮らしの場が包まれている里山の景観を大切にする。</p> <p>弓張山地周辺には、古くから人々が住み、自然を利用して耕作や炭焼きなどを行ない、山を信仰の対象としながら、暮らしを営んできました。山並みに包まれて農地があり、山裾や平地に集落があるといった空間構成は、先人たちが自然と共生し、長い歴史のなかで生み出してきたものです。この景観に懐かしさを感じるのは、日本の里山の原風景が、時代が変わっても引き継がれてきたからです。</p> <p>本エリアにおいては、景観の基盤である里山の空間の基本構成と、里山の歴史や文化を尊重することが大切です。</p> 
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■周辺の自然や農地、既存集落との調和を大切にする。</p> <p>緑の多い低層の家々が、背景となる山並みや手前に広がる農地と一体となって、美しい集落景観を形成しています。石巻神社や普門寺など、本エリアの歴史を物語る数々の資源も、周辺の自然環境と一体となって守られてきました。</p> <p>本エリアにおいては、建築行為等は必要最小限とし、行為を行う空間とその周辺を見渡して、それぞれの行為が、周辺の自然や農地と調和したものとなるよう工夫するとともに、緑で包まれた落ち着いた集落の景観や歴史的資源とも調和するよう工夫することが大切です。</p> 
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■昔ながらの建築様式や農地のつくり等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や農地等の細部にも見られます。</p> <p>昔ながらの農家住宅は、軒の深い勾配屋根となっています。広い敷地の中で、建物前面に前庭を確保し、母屋を敷地の奥に配置しています。建物には瓦や木、土が使われ、敷地には在来種の緑があり、周囲は槇の生垣等で囲われています。</p> <p>農地や道路、敷地の外構に目を向けると、自然石の石積みや草花の生えた法面が、自然の地形に馴染むように造られています。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、資材置場を目立たないようにしたり、日常的に緑や農地の手入れを行ったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
山林、集落、農地により形成されている里山の空間の基本構成を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
里山の歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
背後の山並みや稜線との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾りつけなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 豊川沿川田園エリア [川の景]

河畔林の茂る豊川と、川沿いに広がる水田や柿畑など、田園景観が広がる市北部のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

河畔林に覆われた豊川と川沿いに広がる低地

ゆったりと蛇行しながら穏やかに流れる豊川が、本エリアの骨格になっています。吉田大橋より上流の水辺は河畔林に覆われ、豊かな自然が残っています。川に沿って低地が広がり、里山エリアにある河岸段丘の斜面緑地や東部丘陵の山並みが背景になっています。また、遠くの本宮山の山並みも背景になっています。

◆ 歴史・文化的背景

川の自然と共生した人々の暮らし

本エリアでは、古くから川の恵みを得て人々が暮らしはじめ、弥生時代には瓜郷遺跡に代表されるように、低湿地を利用した水田が開かれたと考えられています。中世に生まれた鎌倉と京都の往来により、豊川兩岸を結ぶ渡しが設けられました。現在も牛川の渡しは、市民の通勤・通学に用いられています。

豊川には、戦国時代から霞堤と呼ばれる不連続な堤防が築堤されたと考えられており、洪水の被害を最小限におさえていました。洪水時には、低地に水が流れ込み大きな被害を及ぼしましたが、そうした災害とも共生しながら人々は暮らし続けてきました。また、農業用水に苦悩していた地域でしたが、松原用水や牟呂用水の整備により、安定した農業が営めるようになりました。

◆ 土地利用

自然豊かな水辺と広がりある田園

豊川沿いの低地には、水田や畑が広がり、ところどころに集落がまとまって形成されています。吉田大橋より上流部の川沿いは、河畔林や自然の河川敷が残り、堤防と流れの間に広がりがあるところは、柿畑などに利用されています。

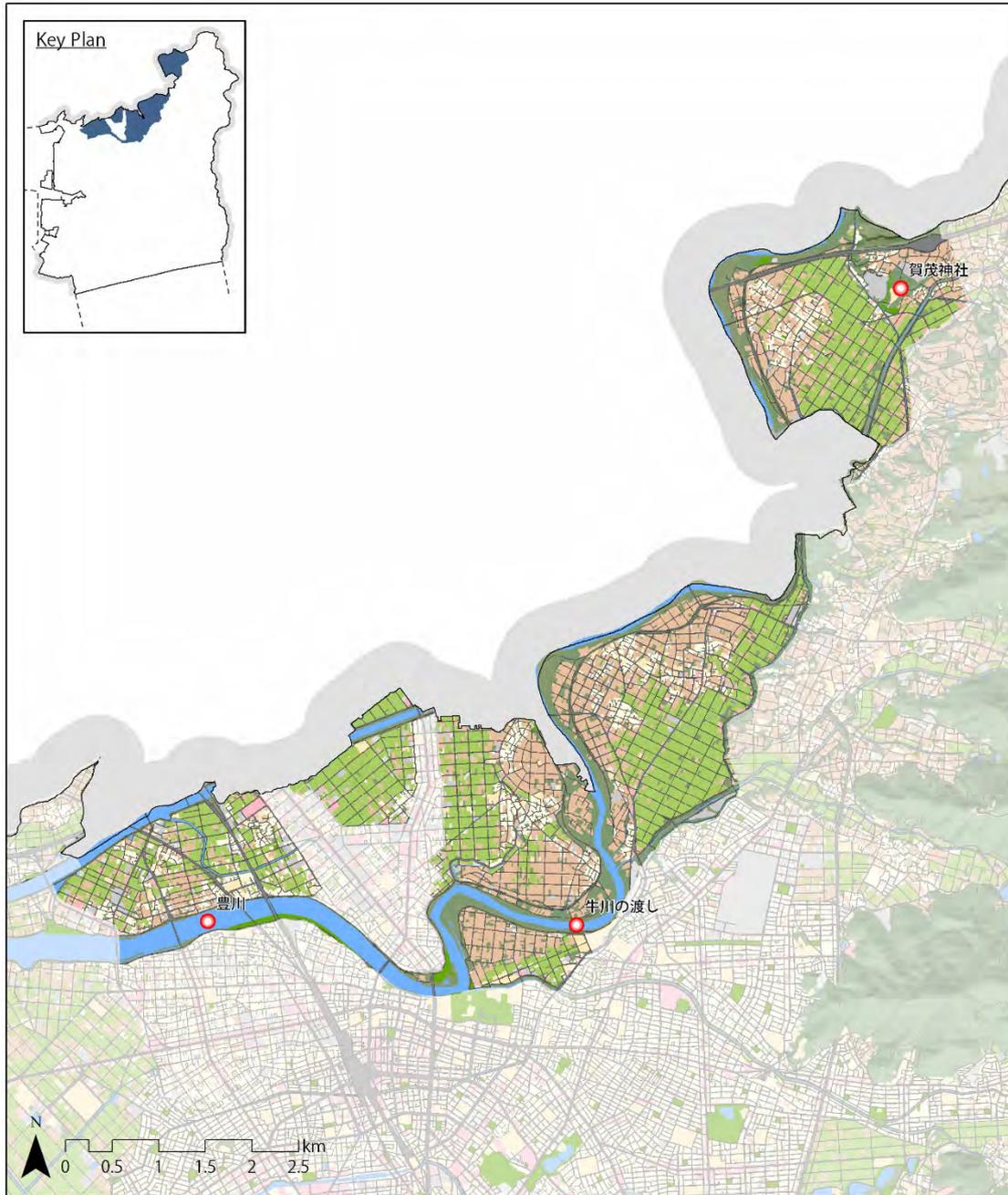


② 景観形成の目標像

河畔林などの緑を背景にした 広がりのある穏やかな田園景観

豊川の豊かな自然を大切に、河畔林と斜面緑地の緑を背景にした、広がりのある田園と落ち着いた集落の景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
河畔林等	河畔林等の美しい自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成
田	美しい田園景観の保全 歴史的景観資源の保全 既存集落や田園と調和した建築物等の景観形成
畑	
住宅等	
公共用地	
河川等	河川やため池の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（豊川沿川田園エリア）

視点	地域で大切に考える方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■豊川の水と河畔林などの緑が、暮らしの場を包む景観を大切にする。</p> <p>豊川の流れは、その沿川に段丘を形成し、やがて人々の暮らす場となりました。古くから豊川の水は、耕作に利用され続けています。戦国時代から、豊川には霞堤といわれる不連続な堤防が築かれ、この地の人々は災害とも共生しながら暮らし続けてきました。豊川の潤いを身近に感じ、河畔林と斜面緑地の緑に包まれた田園の暮らしは今も変わりません。</p> <p>本エリアにおいては、豊川沿いの河畔林や河岸段丘の斜面緑地が、田園と集落を包んでいる空間構成を尊重することが大切です。</p> 
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■背景となる緑や農地、既存集落との調和を大切にする。</p> <p>広がりのある田園の中に、低層の家々が佇み、河畔林や背景となる河岸段丘の斜面緑地の緑と一体となって、穏やかな田園景観を形成しています。</p> <p>本エリアにおいては、建築行為等は必要最小限とし、行為を行う空間とその周辺を見渡して、それぞれの行為が、周辺の自然や農地と調和したものとなるよう工夫するとともに、川との共生から生まれた落ち着いた集落の景観や歴史的資源とも調和するよう工夫することが大切です。</p> 
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■昔ながらの建築様式や農地のつくり等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や農地等の細部にも見られます。</p> <p>昔ながらの農家住宅は、軒の深い勾配屋根で、瓦や木、土が使われており、広い敷地の中で、母屋を敷地の奥に配置しています。防風や水防のために背の高いイヌマキの生垣で敷地を囲っている集落や、水防のために敷地を高くしてある家もあり、川と共生してきた歴史を物語っています。</p> <p>農地や道路、敷地の外構に目を向けると、自然石の石積みや草花の生えた法面が、自然の地形に馴染むように造られています。丸みのある川石を土留めに用いている家も見られます。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、資材置場を目立たないようにしたり、日常的に緑や農地の手入れを行ったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
農地、集落と、その背景となる水と緑によって形成されている農村の空間の基本構成を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農村の歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
背景の緑との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾りつけなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■三河湾沿岸工業エリア [港の景]

三河湾の埋め立てによりつくられた、市西部の臨海工業地帯のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

埋め立てられた低地と干潟のある遠浅の海

本エリアの土地は、埋め立てられた低地です。三河湾は、豊川等が運んだ土砂が堆積する遠浅の海で、スナメリが生息しています。エリア内には2つの干潟があり、豊川河口の六条潟には数多くの二枚貝が生息し、南部の汐川干潟は全国有数の渡り鳥の飛来地となっています。

◆ 歴史・文化的背景

埋め立てから国際貿易港への成長

本エリアでは、江戸時代初め頃まで、豊川等の河口に遠浅の海が広がっていました。17世紀中頃から新田開発のための干拓がはじまり、その後、産業用地を確保するため、さらに海側への埋め立てが進みました。

現在、大型工場が立地する明海地区は、かつて海軍航空基地であった大崎島があり、戦後、その周辺が埋め立てられ、工業専用地域となりました。また、三河港コンテナターミナルがある神野地区は、埋め立てにより物流拠点として発展しました。

現在、三河港は世界有数の自動車輸出入港に成長し、東三河の産業の中心地となっています。

◆ 土地利用

工業用地

明海地区は工業専用地域に指定され、大型工場が立地しています。建築協定により、敷地周囲が緑化され、潤いある沿道景観が形成されています。

神野地区は、コンテナターミナルや輸入自動車等の車両置き場、自動車整備工場等に利用されています。岸壁には、自動車やコンテナを輸送する大型貨物船が停泊し、ダイナミックな景観が見られます。

神野新田の南東側は、中規模工場や物流倉庫が立地し住宅や店舗も混在しています。

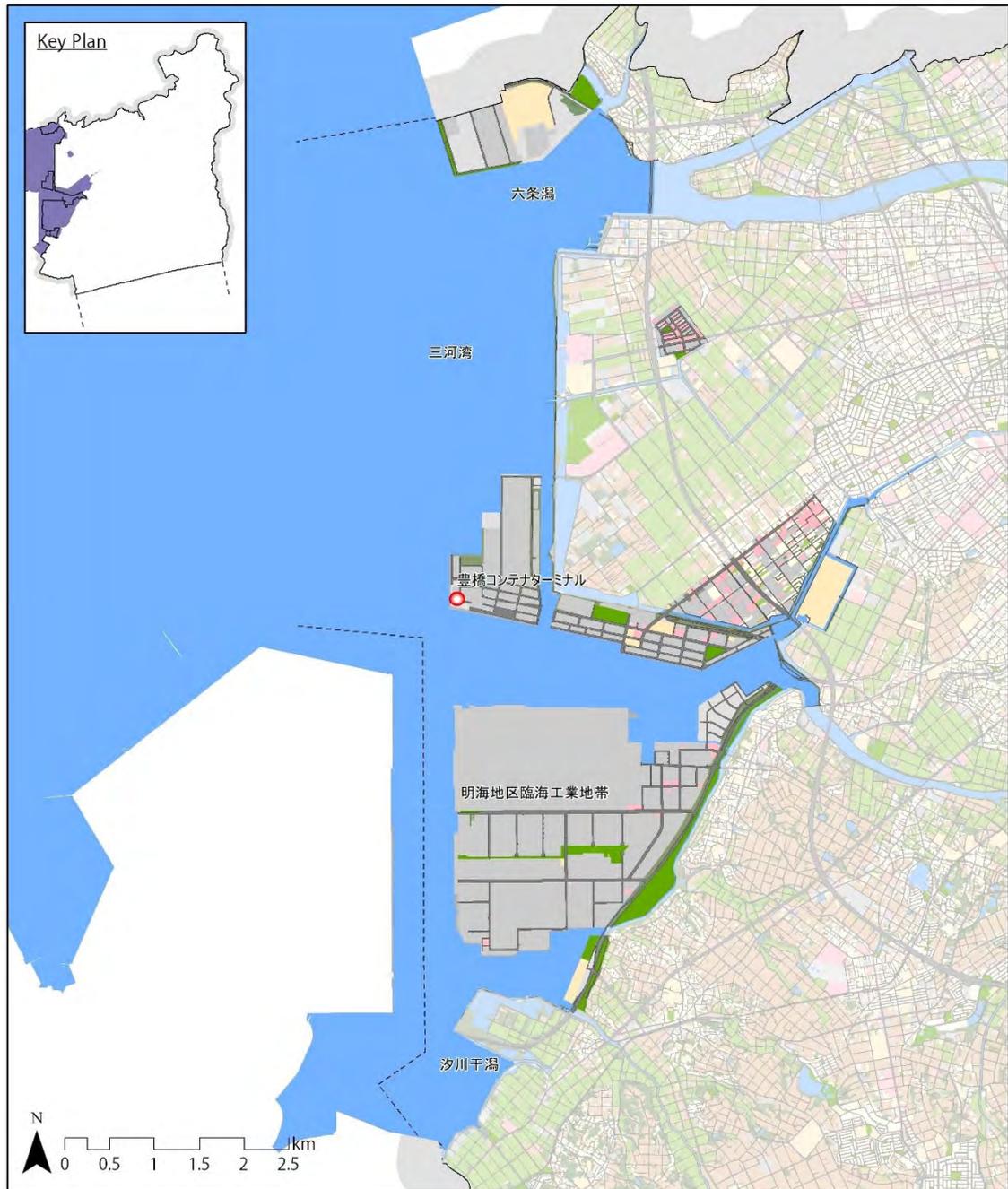


② 景観形成の目標像

三河湾の自然と調和した、潤いと活力のある港の景観

豊かな生態系のある干潟の自然を大切にするとともに、緑化により潤いを創出しながら、水辺の自然や周辺の田園と調和した、活力を感じる港の景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
工業用地	緑化等による潤いある景観の創出 活力ある産業景観の形成
緑地等	まとまりある緑の景観の保全
海等	貴重な干潟と水辺の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（三河湾沿岸工業エリア）

視点	地域で大切にしている考え方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■貴重な自然と周辺の田園環境を尊重し、国際貿易港としての風格をつくる。</p> <p>かつて遠浅の海が広がっていたところに新田開発が進み、やがて本エリアの埋め立てにより産業用地が形成され、今では世界有数の自動車輸出入港に発展しました。一方で、河口の干潟は、かつての三河湾の豊かな自然環境を想起させ、日本の重要湿地として大切に保全されています。</p> <p>国際貿易港としての活力ある姿と、渡り鳥が飛来する豊かな海の姿が共存し、周辺に水田地帯が広がる本エリアは、世界にはばたく重要な場所であることを認識し、産業活動と自然保護、田園との調和を尊重した景観形成に取り組むことが大切です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="995 353 1332 577"> <p>水辺に面する活力ある工業地帯</p>  </div> <div data-bbox="995 591 1332 815"> <p>渡り鳥が飛来する自然環境や田園と共存する</p>  </div> </div>
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■港に穏やかで潤いある環境を生み出す。</p> <p>埋立地の上に工業地域が形成され、大規模な工場や港湾施設が集まる本エリアは、人が意識的に手を入れない限り、人工的で殺伐とした環境が形成されます。</p> <p>眺めのなかで多くを占める工場の建築物や工作物は、その存在感や圧迫感等を低減させ、ゆとりある快適な環境を創出することが大切です。特に潤いある緑は、無機質な空間に安らぎをもたらし、周辺の自然や農地との調和を図るためにも効果的で、大気や騒音などの環境負荷の低減にも有効なため、緑を活かした景観配慮が大切です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="673 1030 821 1406"> <p>清潔感のある色彩</p>  </div> <div data-bbox="673 1030 1348 1406"> <p>道路際に連続する緑地帯</p> <p>道路から大きく後退した壁面</p>  </div> </div>
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■混在する施設同士の調和や、周辺の自然、農地との調和を大切にする。</p> <p>本エリアは、主に大規模な工場が集まり、建築物だけでなく特殊な工作物や機械設備などが混在するとともに、資材などの堆積も見られます。こうした場所では、景観が煩雑にならないよう、個々の施設をシンプルなデザインにしたり、緑化により全体を融和させたりすることが大切です。</p> <p>また、工場と住宅、店舗が混在している場所や、周辺に田園や水辺がある場所では、異なる土地利用の間に空間を確保し、緑の潤いで緩やかにつなぐ工夫や、工場の外観を近隣の住宅の外観に調和させるなど、より細やかな配慮を行うことが大切です。</p> <p>道路や緑地等は、ゆとりある空間を確保し、既存の緑を保全するとともに、施設をシンプルなデザインとしたり、周辺景観に馴染む色彩にしたりすることで、エリア全体の調和を図ることが大切です。堤防沿いの水辺では、生態系に配慮した環境の保全・整備を図ることも良好な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
国際貿易港としての風格づくりに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
貴重な自然と周辺の田園環境を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用を図り、建築物や工作物はできるだけ、敷地境界から離すよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
建築物や工作物が、道路等の公共空間から見えにくくなるよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、建築物等と調和する、穏やかな形態、意匠とする。大規模なものは、分棟化や視覚的な分節化等により、周辺に圧迫感や威圧感を与えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、建築物等と調和する、穏やかな色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
隣接する建築物や自然、農地と穏やかに調和するよう、建築物等の配置や外観、素材、緑化等の工夫に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
駐車場や荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の植栽など、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■三河湾沿岸田園エリア [港の景]

三河湾の干拓によりつくられた神野新田など、市西部の水田地帯のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

埋め立てられた低地と河口の自然

元々本エリアには、豊川等の河口に位置する遠浅の海が広がっていました。17世紀以降に進められた大規模な干拓によって次第に埋め立てられ、現在は水田が広がる低地になっています。また、豊川河口部には六条潟につながる自然が残り、海沿いの堤防と陸地の間には、渡り鳥が飛来する遊水池の自然が見られます。

◆ 歴史・文化的背景

新田開発による広大な水田地帯の形成

本エリアでは、江戸時代から進められた干拓によって新田が西側に大きく広がっていきました。神野新田が明治時代に完成するなど、一大水田地帯が形成されました。新田を守る堤防上には、堤防の安全を祈願する33体の観音が安置されています。

また、かつて、沿岸部には三河湾を漁場とする漁村の暮らしがありました。工業振興のために漁業は衰退しましたが、杉山町天津や船渡町、老津町など、かつての漁村集落としての面影のある集落が残っています。

◆ 土地利用

広大な水田が広がり集落が点在

エリア全体に水田を主体にした田園が広がり、ところどころに集落が点在しています。

西側の水際線周辺には、豊橋総合スポーツ公園が整備され、市民がスポーツに親しむ場となっています。

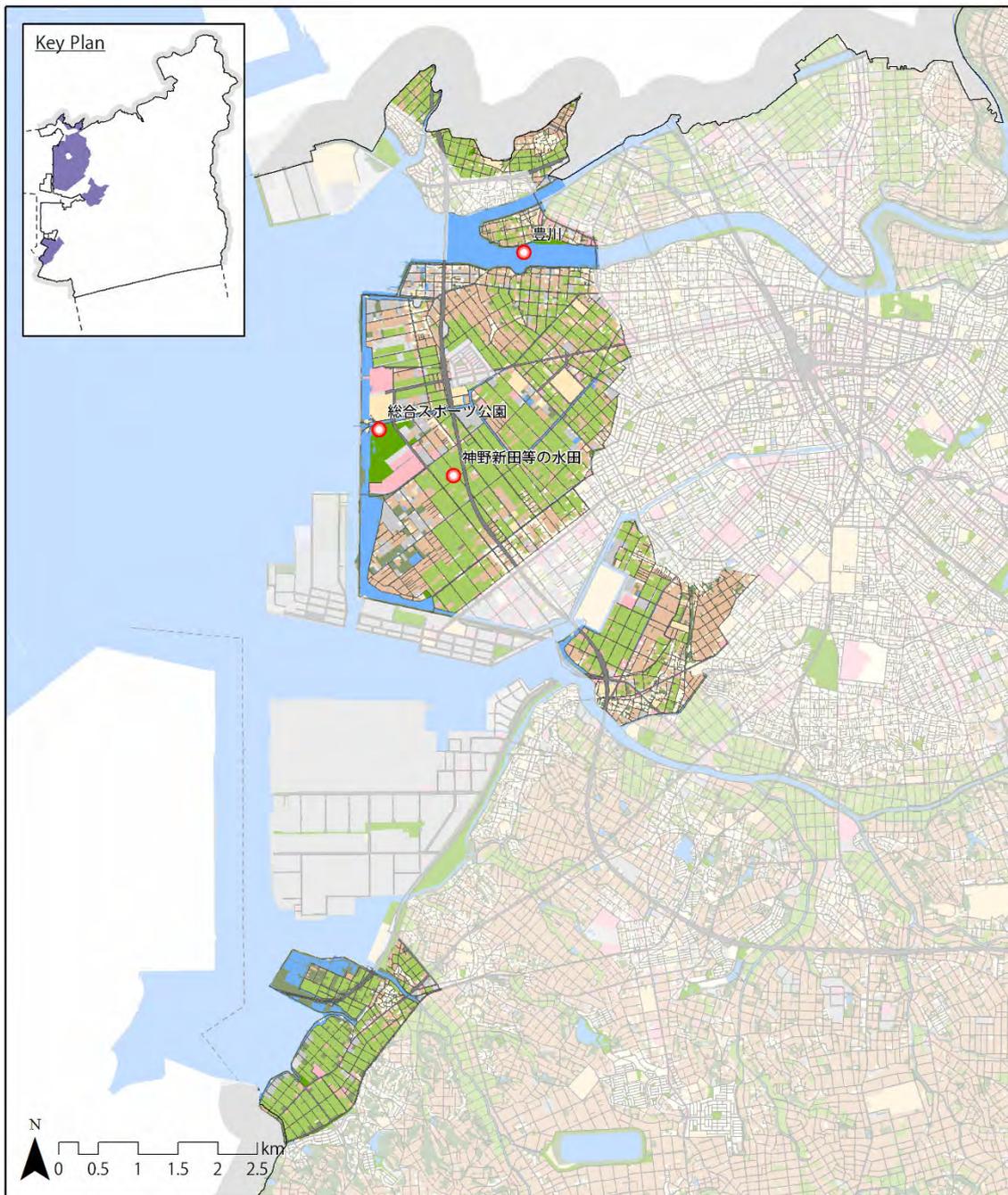


② 景観形成の目標像

三河湾の潮風と水田の広がりを感じる のびやかな田園景観

豊川河口や遊水池などの自然を保全するとともに、神野新田などの広がりある水田を大切に、のびやかな田園景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
田	広がりのある田園景観の保全 歴史的景観資源の保全 既存集落や田園と調和した建築物等の景観形成
畑	
住宅等	
商業用地	
公共用地	
公園等	河口や遊水地の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成
河川等	

③ 景観形成の配慮指針（三河湾沿岸田園エリア）

視点	地域で大切にしている考え方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■水平基調の田園景観を尊重する。</p> <p>海辺の干拓により新田開発された本エリアは、その成立当初から、広がりのある水田地帯が景観の基盤となってきました。</p> <p>この水平基調の広大な田園の中では、建築物や工作物は遠くから視認され景観に対する影響が大きく、特に規模の大きい建築物等は、周辺から突出した印象を与えます。</p> <p>本エリアにおいては、視界が一面に開けて潤いを感じる、水平方向の田園の広がり、新田開発の歴史と文化を尊重することが大切です。</p>  <p>広がりある水田が生む水平基調の眺め</p>
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■広がる田園と、田園に浮かぶ社寺林、屋敷林との調和を大切にする。</p> <p>本エリアを少し離れた場所から眺めてみると、一面に田園が広がり、ところどころに社寺林や屋敷林が形成され、田園に浮かんでいるようにみえます。水平基調の広がりある水田の中で、これらは緑のアクセントとなっており、また埋め立て以降、先人が水田に囲まれながらこの場所で生活を営んできた記憶でもあります。</p> <p>本エリアにおいては、建築行為等は必要最小限とし、行為を行う空間とその周辺を見渡して、田園や緑につつまれた集落との調和を図るとともに、社寺林や屋敷林との関係性に留意することが大切です。</p>  <p>生垣や屋敷林に包まれた集落</p> <p>勾配屋根で低層の落ち着いた家々</p>
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■昔ながらの建築様式や周辺の自然等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や周辺の自然等の細部にも見られます。</p> <p>昔ながらの農家住宅は、軒の深い勾配屋根となっています。広い敷地の中で、建物前面に前庭を確保して母屋を敷地の奥に配置するとともに、作業場や倉庫を東に配置しています。建物には瓦や木、土が使われ、生垣が敷地の周りを囲んでいます。こうした工夫が、広がりある水田の中で、人工的な建造物を目立たなくしています。</p> <p>周辺の自然に目を向けると、渡り鳥が飛来する遊水池や潮風を和らげるクロマツ並木など、特徴的な自然が見られます。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、資材置場を目立たないようにしたり、日常的に緑や農地の手入れを行ったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
水平に広がる田園空間を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農村の歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
田園に浮かぶ社寺林や屋敷林との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 前芝湊周辺エリア [港の景]

湊町や漁村として栄えた歴史をもつ、豊川河口に位置する住宅地のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

豊川河口における三角州の陸地化

本エリアは、豊川河口に面した低地にあります。もともとは、豊川河口の三角州でしたが、自然の作用や人為的な働きかけで陸地化したと考えられています。

◆ 歴史・文化的背景

前芝湊と漁村で栄えたまち

本エリアは、江戸時代、大坂・紀伊・江戸方面の廻船が出入りする湊町でした。かつて、奥三河や信州方面の物資は豊川を下り、前芝湊や吉田湊で荷揚げされ、各地に送られていました。また、江戸から吉田まで来た伊勢参りの客は、東海道を通らず、前芝湊や吉田湊から船を利用する者も多く、前芝湊は大変賑わっていました。

昭和40年代初めまでは、海藻養殖やアサリ採取が盛んな漁村として栄えていましたが、港湾や臨海工業用地を造成するため、漁業の歴史は幕を閉じました。

現代、本エリアに港としての機能はありませんが、三河港が発展する中であって、船溜まりや前芝燈明台などが残り、かつての面影を感じさせる静かなまち並みが広がっています。

◆ 土地利用

漁村集落の面影が残る住宅地

閑静な住宅地が広がっています。一部には漁村特有の入り組んだ路地が残っており、低層の屋敷が密集し、生業としての漁業が見られなくなった現代においても、町割と建ち並ぶ家屋が、往時の面影を今に伝えています。また、幹線道路が縦断しており、区画整理による新しい住宅地も併存しています。



② 景観形成の目標像

湊町と漁村の面影が残り、 三河湾への親しみを感じる、落ち着いた暮らしの景観

湊町や漁村の面影や、歴史的資源を大切に、三河湾の豊かな自然を感じることができる、落ち着いた暮らしの景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
住宅地	湊町や漁村の面影を残す景観の保全 歴史的景観資源の保全 落ち着いたまち並みと調和した建築物等の景観形成
商業用地	
公共用地	
田	
畑	
公園等	河川等の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成
河川等	

③ 景観形成の配慮指針（前芝湊周辺エリア）

視点	地域で大切にしている考え方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■水と暮らしてきた歴史を尊重する。</p> <p>本エリアには、かつて湊町や漁村として栄えた面影が色濃く残っています。前芝燈明台は、今も大切に保全され、かつての集落には船溜まりがあります。また、路地に建ち並ぶ家々や歴史ある社寺が、湊町や漁村であった頃を偲ばせます。こうした歴史を感じさせるまち並みが、本エリアの景観の基調を成しています。</p> <p>本エリアにおいては、湊町や漁村の記憶を空間全体から感じさせることを、まちの個性として尊重することが大切です。</p> 
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■歴史的環境、往時を偲ばせる景観資源を大切にする。</p> <p>本エリアは、かつて湊町や漁村であった住宅地と、区画整理により新しく整備された住宅地が併存しています。</p> <p>湊町や漁村であった住宅地は、歴史的な社寺や当時の町割、個々の建築物等の要素が相まって、水と暮らしてきたかつての歴史を感じさせます。</p> <p>新しく整備された住宅地は、主に低層の戸建て住宅が建ち、落ち着いた暮らしの環境があります。</p> <p>本エリアにおいては、建築行為等を行う空間とその周辺を見渡して、歴史的環境への配慮や、かつての集落との調和を図ることが大切です。</p> 
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■昔ながらの建築様式や周辺の自然等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や自然等の細部にも見られます。</p> <p>昔ながらの家々は、漁村集落としての特徴を継承しています。例えば梅藪町の集落では、計画的に地割された宅地に、二階建ての大きな母屋が敷地の北側に立地し、東側には離れや作業小屋があり、敷地の北西角には地の神様が祀られています。母屋はいずれも軒の深い大屋根を有し、路地に沿って統一感のある屋根並みが形成され、こうした作法が、集落全体のまとまりある景観と密接に関連しています。木造の前芝燈明台も湊町のころの歴史的な特徴を継承しています。</p> <p>周辺の自然に目を向けると、潮風に強いクロマツ林の緑地など、特徴的な自然が見られます。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、日常的に緑の手入れを行ったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
湊町や漁村から発展した、まちの歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みでは、建築物等の配置を地域の特性に調和するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住宅環境に調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和するよう、敷地内の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みでは、昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
照明や広告物等を設置する場合は、周辺環境に調和する落ち着いたものとなるよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾り付けなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 豊橋駅周辺エリア [まちの景]

豊橋駅周辺に広がる商業地を中心としたエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

まちなかの人工的な緑

本エリアは、豊橋駅を中心とした低平地に位置しています。戦後の焼け野原からの復興の過程で、先人たちが創出し、守り育ててきた街路樹や公園等、人工的な緑によって、まちの潤いが形成されています。

◆ 歴史・文化的背景

吉田城下町から駅を中心とした中心商業地への発展

江戸時代、城下町吉田は、町人町のあった東海道沿いを中心に大変賑わっていました。明治21年、東海道線豊橋駅の開設により、賑わいの中心が駅周辺に移りだし、鉄道網の発達とともに市の中心地として急速に発展しました。大正14年には路面電車が開通し、沿線に商店が立地し、さらに賑わいが創出されていきました。

第二次世界大戦の空襲により、ほとんどが焼け野原となり、市内電車も全線不通となりましたが、戦災復興土地区画整理事業等によって復興を遂げました。

その後、昭和39年の新幹線開通、平成10年の豊橋駅総合開発事業の完成等、駅を中心とした都市整備が進み、現在も中心市街地活性化の様々な事業が進められ賑わいの中心地としてあり続けています。城下町の歴史的なまち並みは失われましたが、吉田城址をはじめとした歴史・文化の資源が点在し、城下町から発展してきたまちの歴史を都市空間に残しています。

◆ 土地利用

中高層建築物と商店街による中心商業地

駅東口前には、中高層の店舗やホテル、マンション等が建ち並んでいます。さらに商店街が通りごとの個性を見せ、市の玄関口としての賑わいが形成されています。

駅前大通りには戦前から市民の足である路面電車が走り、親しみある景観が形成されています。



② 景観形成の目標像

東三河の顔にふさわしい、 賑わいと風格を感じる都市景観

東三河の中心都市としての顔づくりや夜間の魅力づくりを意識しながら、地域の歴史と文化を活かして、賑わいと風格を感じる都市景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
商業用地	賑わいと風格を感じる都市景観の創出 地域の歴史と文化を活かした景観の形成 魅力ある夜間景観の創出
公共用地	個性的で調和のとれたまち並み景観の形成
住宅等	緑の潤いを感じる調和のとれたまち並み景観の形成
公園等	

③ 景観形成の配慮指針（豊橋駅周辺エリア）

視点	地域で大切に考える方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■東三河の玄関口・都市の中心地として、賑わいと風格を大切にする。</p> <p>元々、城下町として栄えていたこのまちは、明治時代に豊橋駅が設置されると、賑わいの中心が駅周辺に移り変わりました。そうした歴史の面影は都市空間に残され、文化も引き継がれています。</p> <p>来訪者を迎え入れ、多くの市民が日々利用する市の玄関口であることを意識し、城下町から発展してきた歴史と文化を活かしながら、賑わいと風格を創出することが大切です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>写真上：駅前から北東に向けて斜めに伸びていた停車場通り。右の建物は広小路通りの入口にあった大野銀行。（戦前）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>写真下：神明町側から見た広小路通り。市電が道路の中央を走り、百貨店が建ち、豊橋一の商店街として賑わった。（戦前）</p> </div> </div>
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■連続する建物同士や道路空間との調和を大切にする。</p> <p>商店街などの通りの印象は、まち並みと道路空間のデザインによって大きく変わります。個性を演出しようとするあまり、ひとつの建物の外観デザインが自己主張しすぎると、まち並み全体のまとまりが失われ、通りの魅力が損なわれてしまいます。</p> <p>まずは、それぞれの通りの成り立ちを振り返りながら、まち並みと道路空間を眺め、その通りの特性や魅力を見つけることが大切です。</p> <p>その上で、まち並みや道路空間との調和を図るために、何が大切か、魅力を高めるためにどのような工夫ができるのかを考えることが大切です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>壁面の位置や見た目の高さが揃ったまち並み</p> <p>通りのシンボルにあわせた色彩と素材</p> <p>個性を演出したエントランス</p> </div>
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■通りのイメージに沿った細やかな演出やおもてなしの工夫で魅力を高める。</p> <p>通りの成り立ちを知り、その通りの特性や魅力を見つけることができれば、少しの工夫で、魅力を高めることが可能です。</p> <p>建物の外観の一部に通りのイメージに沿った統一感のあるデザインを採用したり、店の雰囲気を表した小ぶりでおしゃれなサインや照明を設けたりするなど、優れたデザインによる演出は、個々の建物や通りの魅力を高めます。また、店先に飾られた香りのする草花やちょっと座れるベンチ、風に揺れるのれんなどは、人を迎え入れるおもてなしの雰囲気を感じ取ることができ、心地よい景観を生み出します。</p> <p>道路等の公共空間では、通りのイメージやまち並みに調和した色彩や素材としたり、道路空間の活用に配慮したシンプルでおしゃれな施設を設けたりすることも、魅力的な景観を生み出すことに繋がります。</p> <p>個々の施設が通りの景観に溶け込んでいながらも、さりげない演出やおもてなしの工夫で魅力を高めることが大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
地域の歴史と文化を活かしながら、東三河の顔に相応しい、賑わいと風格を創出するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
中心市街地に相応しい、魅力ある夜景を創出するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自己主張をしすぎず、周辺のまち並みと調和する形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺のまち並みと調和する色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋外広告物は集約化を図り、建築物や周辺のまち並みに調和させる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
中心市街地のまちづくりにあわせ、公共空間と調和したデザインに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺のまち並みに調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緑化により潤いを創出するとともに、通りごとの環境に合わせ、賑わい等を感じる魅力あるデザインに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
駐車場や荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
適切な維持管理を行うとともに、店先や庭先を修景し、まち並みの魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 商業系エリア [まちな景]

市街地地域の中で、商業系用途地域に指定されている店舗や娯楽施設、事務所等が立地するエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

街路樹と隣接する公園や河川の潤い

本エリアは、豊橋駅周辺を中心商業地を取りまく市街地にあります。街路樹の緑や隣接する公園や河川の水と緑が潤いをもたらしています。

◆ 歴史・文化的背景

計画的に拡大整備された市街地

本市の市街地は、豊橋駅周辺の商業地を取り巻くように拡大してきました。かつて、戦災で焼け野原となった豊橋駅周辺は、戦災復興土地区画整理事業で主に商業地としての整備が進み、市内電車の再整備や郊外への路線延伸が順次進みました。戦後の人口増加や核家族化といった社会情勢の変化とともに、郊外に向けた市街地の拡大が続き、土地区画整理事業等により良好な市街地が整備されてきました。本エリアは、そうした市街地のうち、主に中心商業地の周辺と主要幹線道路沿いにあります。

◆ 土地利用

住宅地の近隣に位置する商業地

本エリアでは、店舗や事務所が住居系エリアに隣接する範囲に立地し、一部では住宅が混在しています。大規模な店舗やホテル、娯楽施設の立地は限られており、中小規模の店舗等がまち並みの基調となっています。

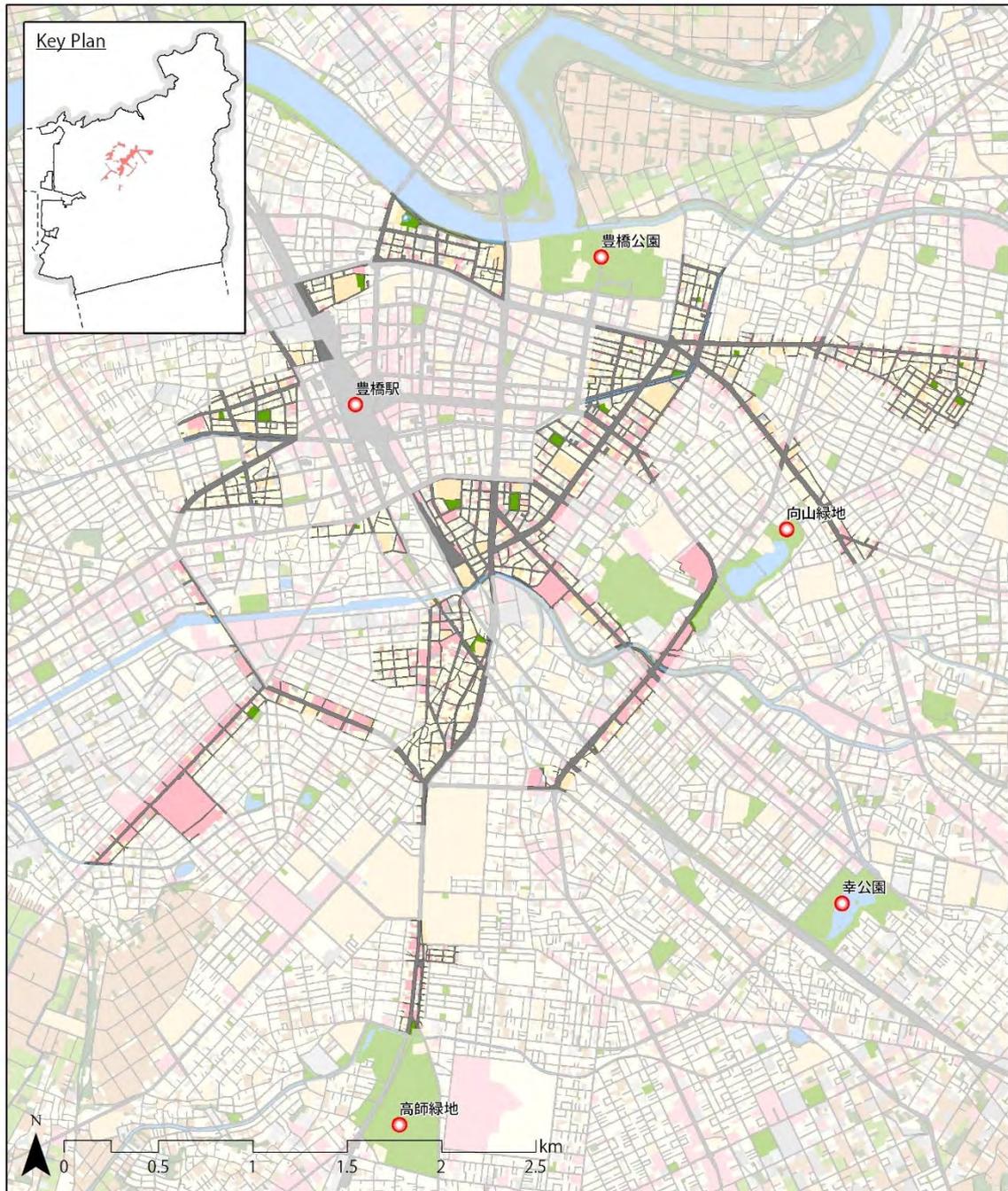


② 景観形成の目標像

魅力的な店舗のあるおしゃれなまち並みと 穏やかな住環境が調和したまち

幹線道路沿いでは、個性的で魅力ある店舗が揃ったおしゃれなまち並み景観を形成し、周辺の住宅が混在する場では、調和のとれた穏やかなまち並み景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
商業用地	おしゃれな商業地景観の形成 個性的で調和のとれたまち並み景観の形成
住宅地	
公共用地	緑の潤いを感じる調和のとれたまち並み景観の形成
公園等	

③ 景観形成の配慮指針（商業系エリア）

視点	地域で大切に考える方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■商業地としてのまち並みの表情を大切にする。</p> <p>商店街等通りに建ち並ぶ一連の店舗群や、事務所や住宅、店舗等が混在する境界は、場所ごとに異なる表情をみせています。それらは、敷地のゆとりや建物の高さなど一定の秩序の下で、それぞれの店舗等が賑わいを求めて建物や看板のデザイン、店先のしつらえを試行錯誤することで形成され、魅力を増していきます。</p> <p>本エリアにおいては、境界の賑わいを良く観察し、周辺との調和を図りながらも、商業地としての個性的で魅力ある表情を演出していく工夫が大切です。</p> 
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■連続する建物同士や道路空間との調和を大切にする。</p> <p>通りのイメージは、連続する建物や道路空間が一体となって形成されます。個性を演出しようとするあまり、ひとつの建物の外観デザインが自己主張しすぎると、まち並み全体のまとまりが失われ、良好な景観が損なわれてしまいます。</p> <p>一方、全体の秩序の中に個性を演出することも可能です。例えば、高さが異なる建物が建ち並ぶ商店街で、中高層部の色合いに統一感をもたせながら、低層部で適度な個性の演出を行うことで、歩行者は、まち並みに対して整った印象を受けつつ、賑わいを感じることができます。</p> <p>本エリアにおいては、まず通り全体を眺め、連続する建物同士や道路空間との調和を図るためにどんな工夫が必要かを考えることが大切です。</p> 
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■細部のデザインやおもてなしの工夫で商業地としての魅力を高める。</p> <p>特徴の少ない商店街にあっても、少しの工夫で、通りの個性を生み出すことや、魅力を高めることが可能です。</p> <p>建物の外観の一部に通りのイメージを生み出す共通のデザインを採用したり、店の雰囲気を表した小ぶりでおしゃれなサインや照明を設けたりするなど、優れたデザインによる演出は、個々の建物や通りの魅力を高めます。また、店先に飾られた香りのする草花やちょっと座れるベンチ、風に揺れるのれんなどは、人を迎え入れるおもてなしの雰囲気を感じ取ることができ、心地よい景観を生み出します。</p> <p>道路等の公共空間では、道路施設を、通りのイメージやまち並みに調和した色彩や意匠にしたり、街路樹を再生したりすることも、魅力的な景観を生み出すことに繋がります。</p> <p>個々の施設が通りの景観に溶け込んでいながらも、さりげないデザインやおもてなしの工夫で商業地としての魅力を高めることが大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
商業地としてのおしゃれな環境づくりに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自己主張をしすぎず、周辺のまち並みと調和する形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺のまち並みと調和する色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋外広告物は集約化を図り、建築物や周辺のまち並みに調和させる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
商店街等では、照明を工夫し、夜間の魅力ある景観づくりに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺のまち並みに調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緑化により潤いを創出するとともに、通りごとの環境に合わせ、賑わい等を感じる魅力あるデザインに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
適切な維持管理を行うとともに、店先や庭先を修景し、まち並みの魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 沿道系エリア [まちの景]

市街地地域の中で、主要幹線道路の沿道に指定されている第2種住居地域、準住居地域のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

街路樹と隣接する公園の緑

本エリアは、豊橋駅周辺を取りまく市街地の主要幹線道路沿いにあります。街路樹や沿道の公園の緑が潤いをもたらしています。また、通りを見通すと、遠くの山並みが眺められる場所もあり、心を落ち着かせてくれます。

◆ 歴史・文化的背景

計画的に拡大整備された市街地

本市の市街地は、豊橋駅周辺の商業地を取り巻くように拡大してきました。かつて、戦災で焼け野原となった豊橋駅周辺は、戦災復興土地区画整理事業で主に商業地としての整備が進み、市内電車の再整備や郊外への路線延伸が順次進みました。戦後の人口増加や核家族化といった社会情勢の変化とともに、郊外に向けた市街地の拡大が続き、土地区画整理事業等により良好な市街地が整備されてきました。本エリアは、そうした市街地の主要幹線道路沿いにあります。

◆ 土地利用

商業店舗を中心に、事務所や住宅が混在

本エリアは、幹線道路に沿って主に商業用地として土地利用されており、店舗や事務所、自動車関連施設、住宅等が混在して建ち並んでいます。

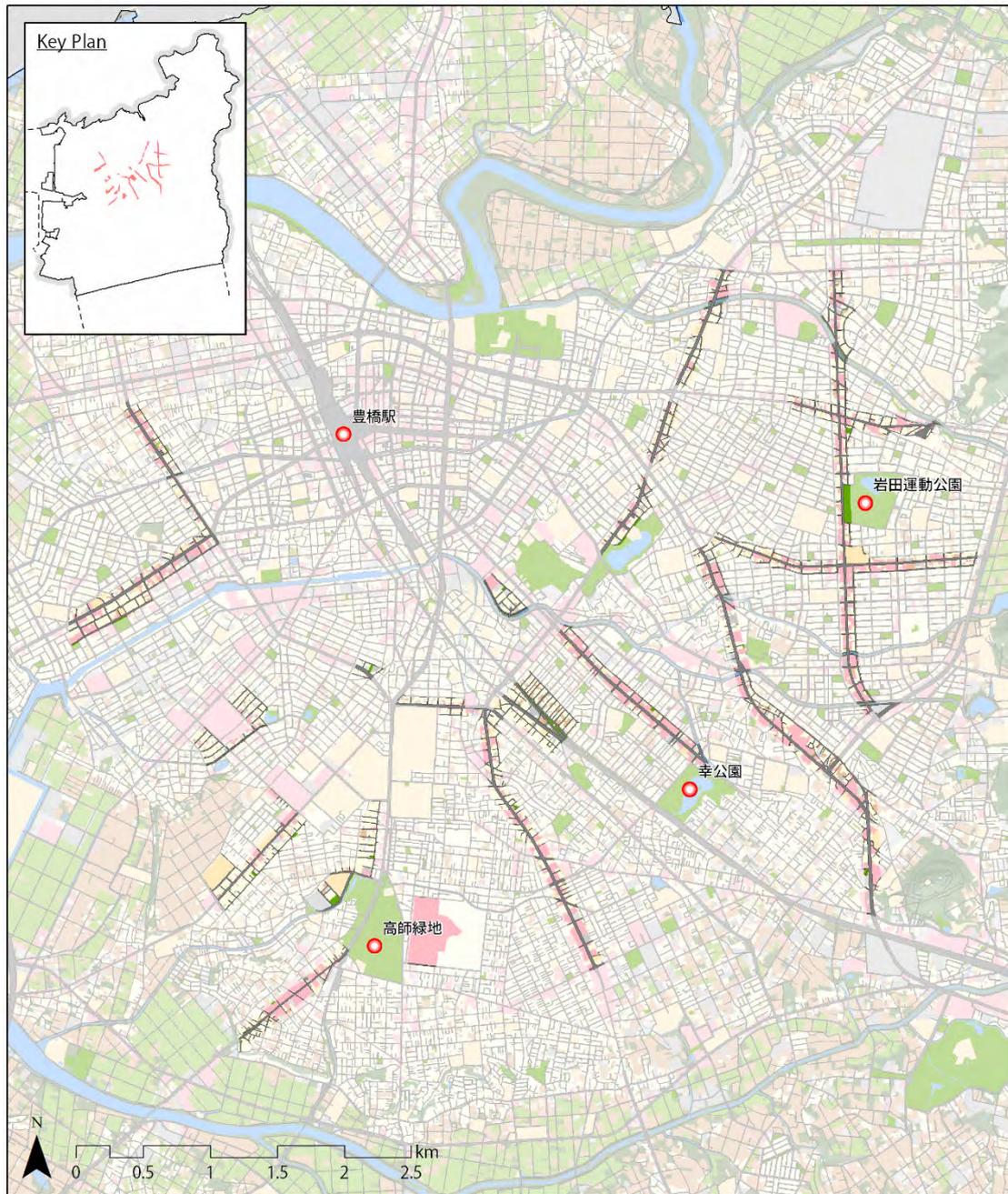


② 景観形成の目標像

楽しさやこちよさを感じ取る、印象的な沿道景観

通りに面する様々な用途の建築物等が互いに調和し合いながら、道路からの視線を意識したまち並みを形成することで、市民や来訪者が楽しさやこちよさを感じ取ることのできる、印象的な沿道の景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
商業用地	楽しさや快適さを感じる沿道空間の形成 沿道全体で調和した建築物等の景観形成
住宅等	
公共用地	
公園等	

③ 景観形成の配慮指針（沿道系エリア）

視点	地域で大切にしている考え方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■市民・来訪者にとって、快適で印象的な空間をつくる。</p> <p>道路は、市民が日常生活で利用する生活空間の一部であり、来訪者が目的地に移動するために利用する空間です。本エリアは、主に幹線道路沿いにあり、そこに立地する商業施設等は、沿道景観の一部として、まちの印象づくりを担っています。</p> <p>本エリアは、多くの市民や来訪者が利用する幹線道路沿いであることを意識し、楽しさやこちよさを感じることができ印象的な沿道空間の形成が大切です。</p> 
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■沿道景観の調和の創出を意識する。</p> <p>幹線道路の沿道には、様々な用途の建築物や広告物が建ち並び、雑多な景観になりがちです。道路に面する部分は建築物の顔であり、沿道はそれらが連なる空間となります。自身の建築物を目立たせようと、派手な色彩や独特な形態・意匠にすることは、まち並みの調和を損ねてしまいます。それぞれの建築物が個性を持ちながらも、まち並み全体の調和が保たれた通りは、訪れる人々を楽しませ、地域の魅力や価値も高めます。</p> <p>沿道は多様な視線に溢れています。歩行者の目線や車窓からの目線、向かいの通りからの目線など様々です。自身の建築物等が、周辺の建築物と一体となったまち並みの一部であることを認識し、どこから、どのように眺められるのかを意識して、沿道景観の調和の創出を意識することが大切です。</p> 
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■細部のデザインやおもてなしの工夫で沿道の印象を高める。</p> <p>様々な店舗などが立地する幹線道路沿いであっても、沿道景観の調和を創出しながら、通りの印象を高めることが可能です。</p> <p>建物の外壁は落ち着いた色合いにしながら、おしゃれにデザインされたサインをアクセントとして設けるなど、優れたデザインによる演出の工夫は多くあります。また、沿道に植えられた草花や緑、風に揺れるのれんなどは、人を迎え入れるおもてなしの雰囲気を感じ取ることができます。</p> <p>道路等の公共空間では、道路施設を通りのイメージやまち並みに調和した色彩や意匠にしたり、街路樹を再生したりすることも、魅力的な景観を生み出すことに繋がります。</p> <p>個々の施設が通りの景観に溶け込んでいながらも、さりげないデザインやおもてなしの工夫で沿道の印象を高めることが大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
楽しさやこちよさを感じ取ることができる印象的な沿道空間の形成に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自己主張をしすぎず、周辺のまち並みと調和する形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺のまち並みと調和する色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋外広告物は集約化を図り、建築物や周辺のまち並みに調和させる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
店舗等は照明を工夫し、夜間の魅力ある沿道景観づくりに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺のまち並みに調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
緑化により潤いを創出するとともに、通りごとの環境に合わせ、賑わい等を感じる魅力あるデザインに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
適切な維持管理を行うとともに、店先や庭先を修景し、まち並みの魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 住居系エリア [まちな景]

市街地地域の中で、主に住居系用途地域に指定されている住宅地が広がるエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

エリアを包む緑と公共空間の自然

本エリアは、主に豊川や梅田川に挟まれた台地にあり、河岸段丘の斜面緑地がエリア周囲の一部を縁取っており、東部丘陵の山並みが背景になっています。エリア内では、公園や道路、河川などの自然が住宅地に潤いをもたらしています。

◆ 歴史・文化的背景

計画的に拡大整備された住宅地

本市の市街地は、主に豊橋駅周辺の商業地を取り巻くように拡大してきました。かつて、戦災で焼け野原となった豊橋駅周辺は、戦災復興土地区画整理事業で主に商業地としての整備が進み、市内電車の再整備や郊外への路線延伸が順次進みました。戦後の人口増加や核家族化といった社会情勢の変化とともに、郊外に向けた市街地の拡大が続き、土地区画整理事業等により良好な市街地が数多く整備されてきました。本エリアは、そうした市街地の住宅地です。

◆ 土地利用

戸建て、低層が基調の住宅地

本エリアでは、戸建て、低層の住宅が建ち並ぶ落ち着いたまち並みが基調となっています。一部では、店舗や事務所等が混在する中高層住宅が立地する環境もみられます。

住宅地には公園や緑地がバランスよく配置され、都市的な土地利用の中で、まちな潤いをもたらしています。

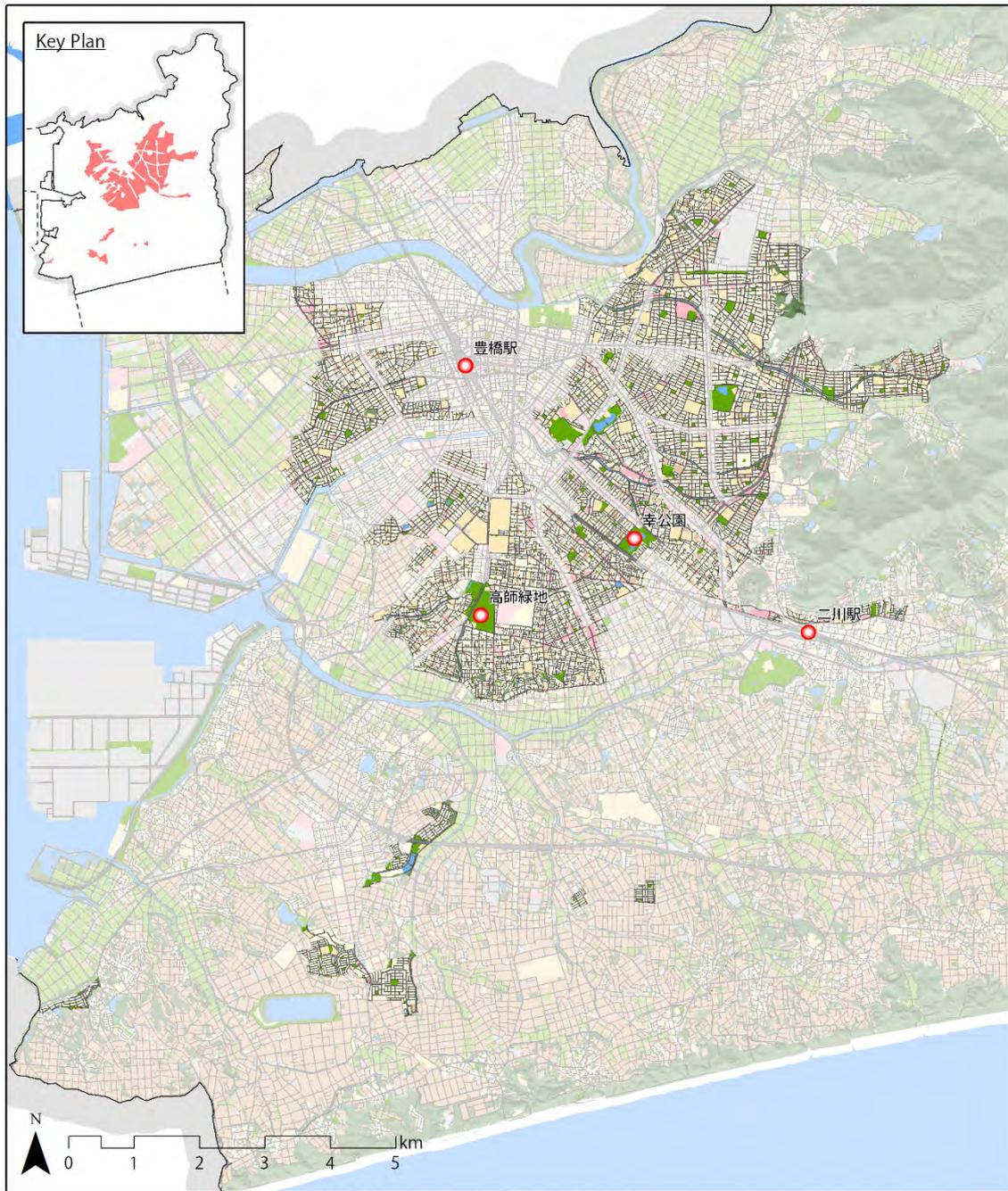


② 景観形成の目標像

緑の潤いを感じながらゆったりと暮らせる、 落ち着いたまち並み景観

市街地を縁取る緑を保全するとともに、緑の潤いを感じる環境を創出し、ゆったりと暮らせる落ち着いたまち並み景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
住宅等	
商業用地	緑の潤いを身近に感じる環境の創出 調和のとれた落ち着いたまち並み景観の形成
公共用地	
公園等	

③ 景観形成の配慮指針（住居系エリア）

視点	地域で大切に考える方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■やすらぎのある緑の環境を創出する。</p> <p>古来豊橋の人々は、石巻山や豊川などの自然を身近に感じて暮らしてきました。東部丘陵の山並みや河畔林などの緑は、暮らしの背景として、人々の原風景の一部となっています。</p> <p>第二次世界大戦の豊橋空襲は市街地を焼け野原としましたが、先人は、戦後復興の中で街路樹や公園を整備し、暮らしのなかに身近な緑を創出してきました。現代、人工的な建造物の多い市街地内において、緑は市民の暮らしにやすらぎをもたらしています。</p> <p>本エリアにおいては、住環境の質を高めるために、まちを包む緑の眺めを意識しながら、緑の潤いを身近に感じる環境を創出していくことが大切です。</p>  <p style="text-align: center;">緑の潤いを感じる住環境</p>
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■周辺の家々との調和や緑の繋がりを大切にする。</p> <p>住宅地が建ち並ぶ本エリアでは、人々の生活環境の質の向上が大切です。暮らしやすさは、自分の家だけでなく、その周辺のまち並みが創り出す雰囲気によって感じ取るものです。閑静で、落ち着きある佇まいを見せるまち並みは、隣り合う家々が、馴染みあっています。</p> <p>まずは、親しい近所同士を表わす「向こう三軒両隣」との調和を意識し、まち全体から感じ取る佇まいを、自分自身の行為が継承できているかどうか考えることが重要です。</p> <p>また、周辺の道路や公園などの緑や、近隣の家々の緑との関係性を意識し、緑のつながりを生み出すことも重要です。</p>  <p style="text-align: center;">隣同士で配置や外観が調和した家々 周辺や遠景と繋がる緑</p> <p style="text-align: center;">調和をもたらす庭の緑</p>
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■暮らしを彩る小さな工夫を大切にする。</p> <p>まちの魅力は、建物の外形デザインからのみ感じ取るものではありません。例えば、道路に面する前庭に、季節を感じさせる路地園芸を置くことだけでも、印象的な玄関口がうまれます。また、心地よい香りのする草花を飾ったり、小鳥やチョウが訪れる庭木を植えたりすることで、こころ豊かな環境が育まれます。一方、煩雑な印象を生み出す設備機器や駐車場などは、緑化などにより、見え方を工夫する必要があります。</p> <p>道路や公園等の公共空間では、安全安心に歩くことができる歩行環境を整備したり、生態系に配慮した緑化を行ったりすることも、こころよい景観を生み出すことに繋がります。</p> <p>さらに、日常的に緑の手入れを行なうことも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
緑の潤いを身近に感じる環境の創出に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
建築物等の配置をまち並みの特性に調和するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の住宅環境に調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の住環境に調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の住環境に調和するよう、敷地内の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の住環境に調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的な特徴のあるまちでは、昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
照明や広告物等を設置する場合は、周辺環境に調和する落ち着いたものとなるよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、庭先への草花の飾り付けなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 近隣工業系エリア [まちの景]

市街地地域の中で、工業系用途地域に指定されている工場等が立地するエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

河川の自然や周辺の農地

本エリアは、主に市街化区域のなかでも中心部から離れたところにあり、一部は市街化調整区域に島状にあります。豊川や柳生川、梅田川がエリア内やエリアに沿って流れており、農地が近接しています。

◆ 歴史・文化的背景

湊町から発展した工業地と産業の発展によりつくられた工業地

江戸時代、城下町吉田は湊町としても栄え、豊川沿いの吉田湊は物流の拠点になりました。今も豊川沿いに製材所が多いなど、当時の面影を感じさせます。

また、都市の発展に伴い産業用地の需要が高まり、郊外部の国道1号沿い等、物流に便利な幹線道路沿いに工業用地が広がりました。

◆ 土地利用

大小の工場等の立地

工業系地域は主に、郊外や市街地の外縁部、幹線道路沿いに立地しています。

工業専用地域には大規模な工場が立地しており、準工業地域等においては、小規模から大規模な工場が住宅と混在しながら立地しています。

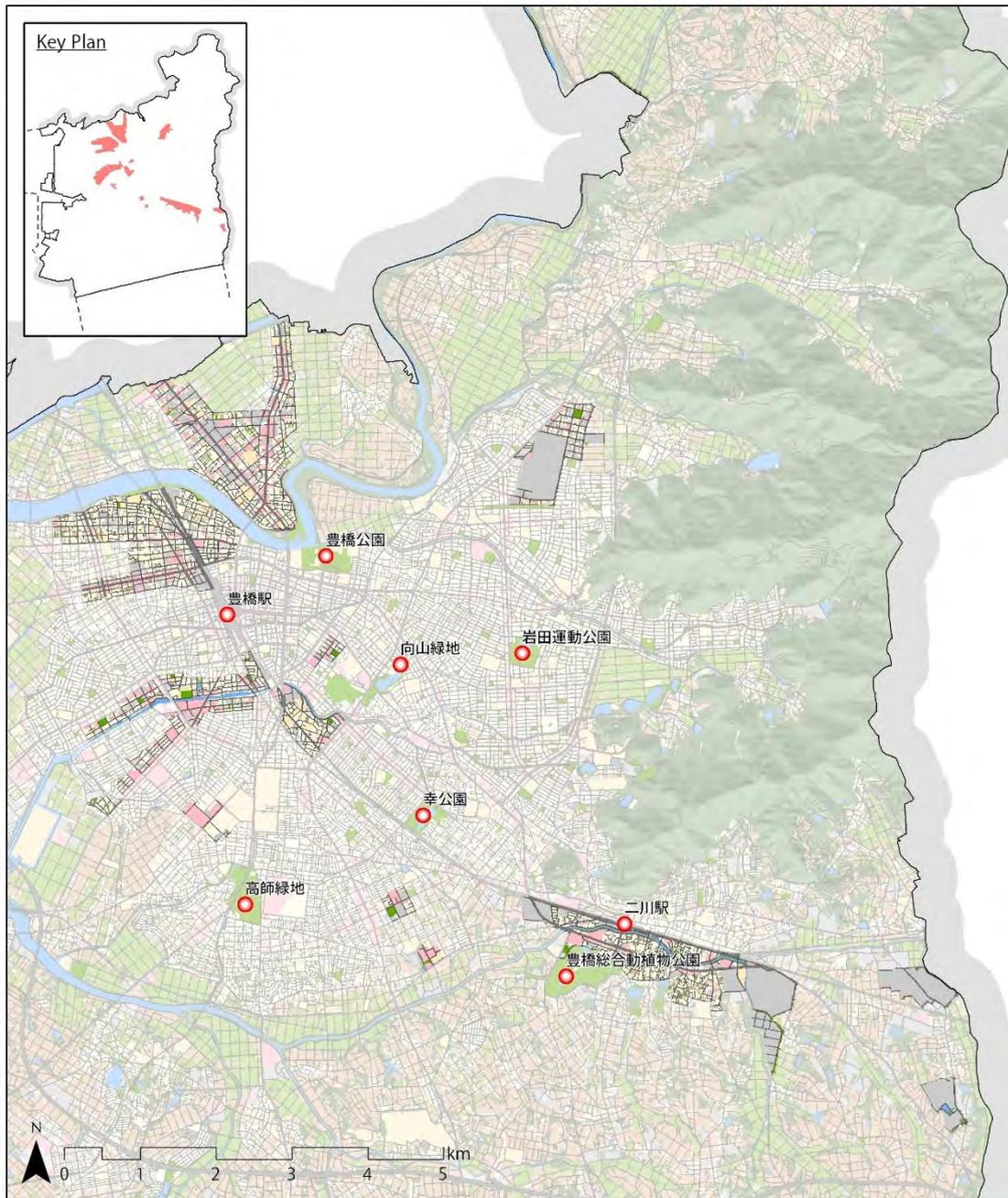


② 景観形成の目標像

緑の潤いを感じる、 穏やかな工業地景観

緑化により潤いを創出しながら、周辺の住宅地や田園と調和した、穏やかな工業地の景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
工業用地	周辺の住宅地や田園と調和した環境の創出 緑化による潤いある景観の創出
住宅等	緑の潤いのある穏やかなまち並み景観の形成 歴史的景観資源の保全
公共用地	
商業用地	
公園等	

③ 景観形成の配慮指針（近隣工業系エリア）

視点	地域で大切に考える考え方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■周辺の住宅地や田園との調和を大切にする。</p> <p>本市の内陸部の工業系エリアは、湊町として栄えていた豊川沿いから発展し、市街地の拡大とともに物流に有利な幹線道路沿いに形成され、住宅地や田園に隣接しています。また、その多くが、工場と住宅が混在しながら形成されてきました。</p> <p>本市の豊かさを支える工業地が、周辺の住宅地や田園に調和するとともに、人々の快適な生活環境を損なうことのないよう、清潔感や潤いある空間づくりに配慮することが大切です。</p> 
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■工業地に穏やかで潤いある環境を生み出す。</p> <p>工業地は、人工的な環境になりがちです。働く環境の快適性を高めるためにも、穏やかで潤いある環境が必要です。</p> <p>眺めのなかで多くを占める工場の建築物や工作物は、その存在感や圧迫感等を低減させ、ゆとりある快適な環境を創出することが大切です。特に潤いある緑は、無機質な空間に安らぎをもたらし、周辺の自然や農地との調和を図るためにも効果的で、大気や騒音などの環境負荷の低減にも有効なため、緑を活かした景観配慮が大切です。</p> 
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■細やかな配慮で穏やかな印象を高める。</p> <p>本エリアは、主に工場としての土地利用が主体ですが、住宅や店舗が混在する場所や、周辺に田園が広がっている場所があります。そうした場所は、地域の人々の生活空間にもなっています。</p> <p>異なる土地利用の間に適度な空間を確保し、周辺環境に馴染む緑で緩やかにつなぐ工夫や、工場の外観を近隣の住宅の外観に調和させる等、より細やかな配慮を行うことが大切です。また、工場の設備や駐車場、荷捌き場が道路空間から目立たないように、施設の配置を工夫したり、目隠しを設置したりすることも、良好な景観を創出することに繋がります。</p> <p>道路等の公共空間は、施設をシンプルなデザインとしたり、周辺景観に馴染む色彩にしたりすることで、エリア全体の調和を図ることが大切です。</p> <p>さらに、日常的に緑の手入れを行なうことも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
周辺の住宅地や田園と調和した環境の創出に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用を図り、建築物や工作物はできるだけ、敷地境界から離すよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
建築物や工作物が、道路等の公共空間から見えにくくなるよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、建築物等と調和する、穏やかな形態、意匠とする。大規模なものは、分棟化や視覚的な分節化等により、周辺に圧迫感や威圧感を与えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、建築物等と調和する、穏やかな色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
隣接する建築物や自然、農地と穏やかに調和するよう、建築物等の配置や外観、素材、緑化等の工夫に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
附属設備は道路等の公共空間から見えにくい位置に設けるよう努める。やむを得ない場合は、建築物等と調和した囲いの設置や緑化等により、目立たないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
駐車場や荷捌き場は、道路等の公共空間から目立たないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の植栽など、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■二川宿周辺エリア [まちの景]

市南東部に位置する、東海道の宿場町として栄えた二川宿とその周辺のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

東部丘陵の麓の平地

本エリアは、東部丘陵の南端の麓にあります。市街化区域内ですが郊外部に位置しており、まちの北側は、山林が背景となっています。

◆ 歴史・文化的背景

東海道の宿場町から発展したまち

二川宿は東海道の33番目の宿場です。徳川家康が東海道の宿場を設置した当初からの宿といわれています。宿場町特有の、間口が狭く奥行き長い宅地割が行われ、街道に沿って切妻平入りの家々が軒を連ね、旅人を迎え入れていました。

現在でも本陣や旅籠屋等の当時の建造物が残り、当時の面影のあるまち並みが形成されています。毎年10月に華やかな山車が繰り出す例祭が行われるなど、地域住民により伝統文化が引き継がれています。

明治以降は製糸業のまちとして発展し、多くの製糸工場が周辺に建設されました。現在は、その面影もなくなり、住宅地が形成されています。

◆ 土地利用

旧宿場町の歴史的なまち並みと周辺の住宅地

本エリアの拠点の旧宿場町では、旧街道沿いに歴史的建造物が保全され、低層の住宅や店舗が建ち並んでいます。住民により歴史的なまち並み景観形成が進められ、落ち着いた景観が形成されています。

また、旧宿場町の周辺は、低層住宅や3階建て程度の共同住宅が主体の住宅地が形成されるとともに、店舗等の生活利便施設も立地しています。

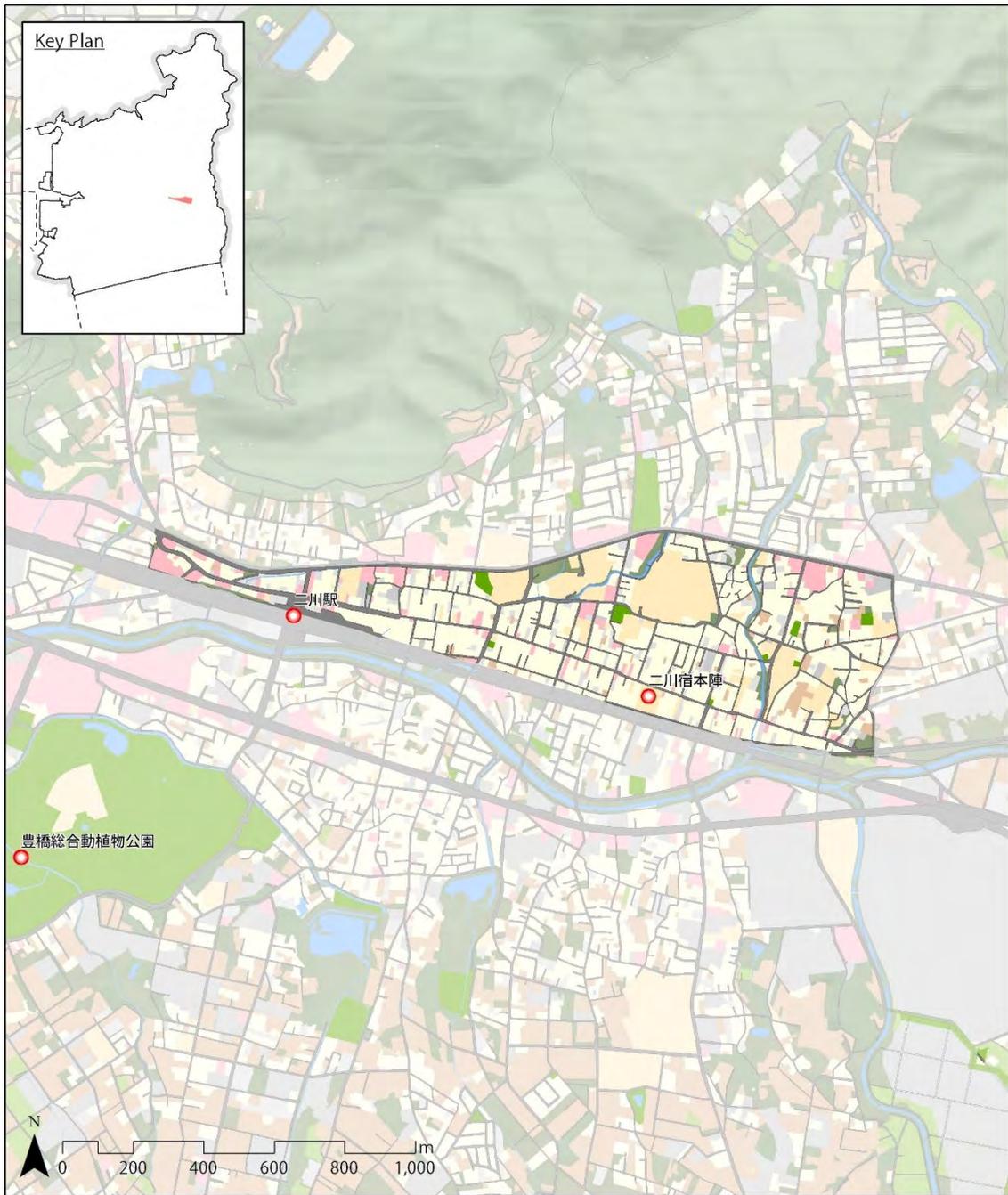


② 景観形成の目標像

二川宿を拠点とし、 歴史と文化の薫る、落ち着いた暮らしの景観

宿場町の歴史的なまち並み景観形成をすすめるとともに、周辺では、点在する歴史的資源を活かし、背景の丘陵地の緑とも調和した落ち着いた住景観を形成します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
住宅等	
公共用地	歴史的な建造物の保全
商業用地	旧宿場町の歴史的なまち並み景観の形成
公園等	旧宿場町周辺の落ち着いたまち並み景観の形成

③ 景観形成の配慮指針（二川宿周辺エリア）

視点	地域で大切に考える考え方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■二川宿と東海道の歴史を尊重する。</p> <p>本エリアには東海道が横断し、二川宿が拠点になっています。旧宿場町には、歴史的建造物が保全され、当時を彷彿とさせるまち並みが残されています。また、その周辺には、由緒ある社寺が点在し、観音様が立つ岩山や東部丘陵の山並みがエリアの背景になり、歴史の薫る落ち着いた環境があります。</p> <p>本エリアでは、移り行く時代の中でも、地域の人々が変わらずに大切にしてきた想いが、景観に強くあらわれています。過去からの想いを引き継ぎ、宿場町の歴史を尊重することが大切です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>昭和33年の 旧宿場町</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>現在の旧宿場町</p> </div> </div>
<p>周辺を見渡す</p>	<p>■歴史的環境、往時を偲ばせる景観資源を大切にする。</p> <p>本エリアの拠点である旧宿場町は、切妻平入りのまち並みが特徴で、現在でも、旧宿場町の建築として重要であった、本陣、旅籠屋、商家が保全されています。周辺には、伝統行事が引き継がれている神社や、緑に包まれた寺院など、歴史的資源が数多く点在しています。また、エリア内は、宿場町からまちが発展したことから、落ち着いた住宅地の環境が形成されています。</p> <p>本エリアにおいては、建築等を行う空間とその周辺を見渡して、旧宿場町の歴史的なまち並みや、周辺の歴史的資源、落ち着いた住環境との調和を図ることが大切です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>社寺や鎮守の森などが ある歴史的な環境</p> <p>落ち着いた家々</p> </div>
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■伝統的な建築様式との調和や歴史的な環境を彩る工夫を大切にする。</p> <p>本エリアでは、切妻平入りの建築物が、往時から現代に至るまで引き継がれてきました。伝統的な建築物は、木造瓦葺きで、木やしっくいを組み合わせた美しい壁面を有しており、周辺の家々も、落ち着いた色調で整えられています。</p> <p>本エリアでは、個々の建築物の細かい作法が、宿場町としての風情をより一層色濃いものとしています。一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。また、風に揺れるのれんや美しい音色の風鈴、季節の花が生けられた一輪挿しなどは、心地よさを生み出し、まちの魅力を高めます。</p> <p>道路や公園等の公共空間では、個々の施設を歴史的環境に調和した意匠や色彩にすることも、魅力的な景観を生み出すことに繋がります。</p> <p>さらに、日常的に緑の手入れを行なうことも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
二川宿から発展した、まちの歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺のまち並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みでは、建築物等の配置を地域の特性に調和するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住宅環境に調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和するよう、敷地内の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
歴史的なまち並みや周辺の住環境に調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
歴史的なまち並みでは、昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
照明や広告物等を設置する場合は、周辺環境に調和する落ち着いたものとなるよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾り付けなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 南部田園エリア [農の景]

郊外の丘陵地に広大な農地を有する市南部のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

ゆるやかな起伏ある地形

本エリアは、概ね標高10～50mの台地で、梅田川やその支流沿いは標高5～10mの低平地となっています。緩やかに起伏する地形が形成されており、田園景観の基盤となっています。

◆ 歴史・文化的背景

豊川用水の完成による農業王国の形成

本エリアには大きな河川がないため、かつては旱魃に悩まされる地域でした。戦後、大規模工事によって豊川から水を引く豊川用水が建設されました。水を安定的に確保できるようになると、温暖な気候を活かして収益性の高い作物を計画的に栽培できるようになり、東三河の農業の中心地となりました。

◆ 土地利用

大地に連なる田園

本エリアは、ゆるやかな起伏のある大地に、広大な田園が形成されています。キャベツ畑をはじめ、はくさいやすいか等多様な作物が生産されることで、パッチワークのような田園の眺めが展開しています。

また、梅田川沿い等一部の限られた低平地には水田が分布しています。

大地に佇む社寺、集落

広がりある田園のなかには、社寺や集落が点在しています。これらは、背の高い社寺林や屋敷林に囲まれており、起伏ある大地の上で静かに佇んでいるように見えます。

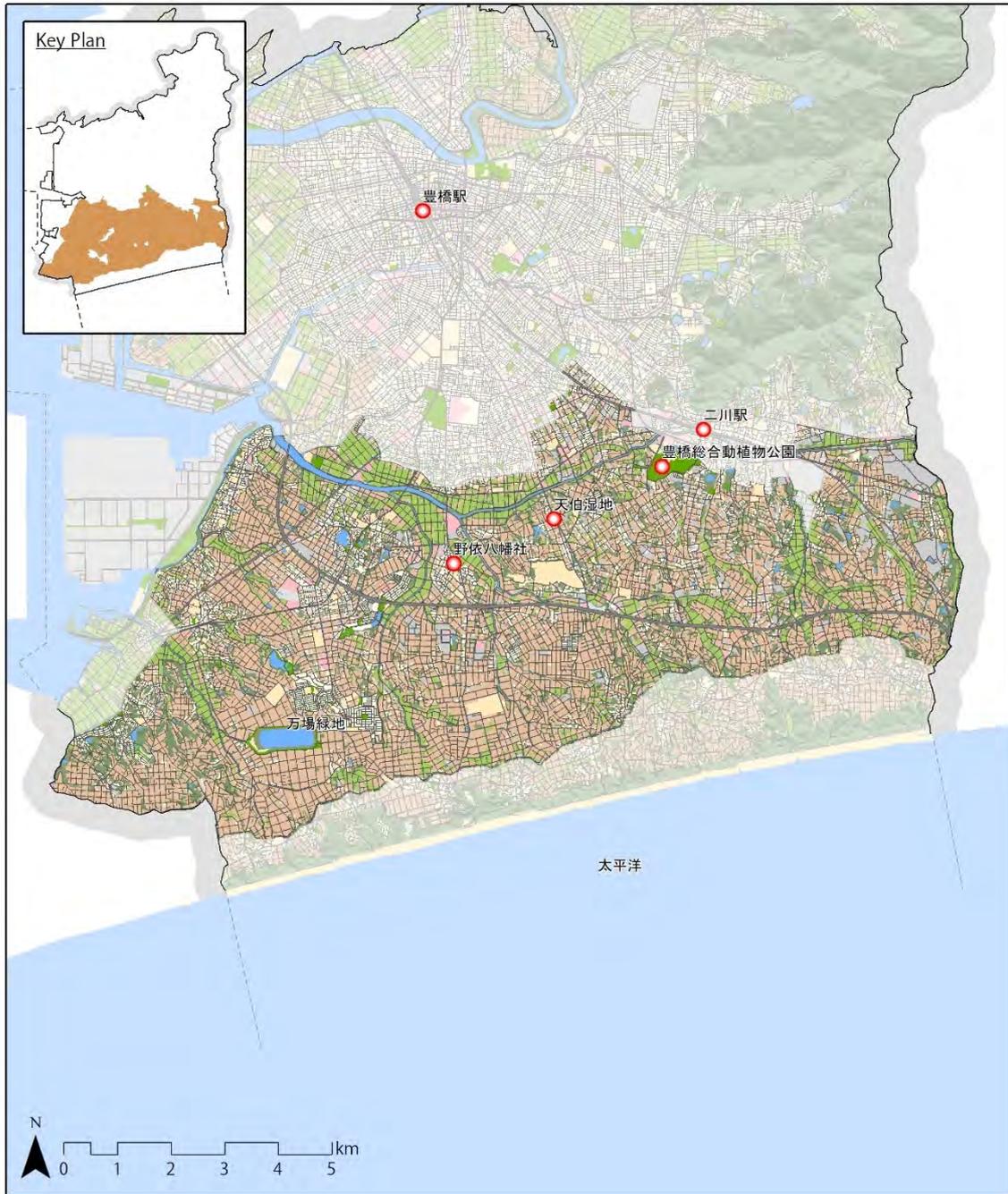


② 景観形成の目標像

ゆるやかな起伏のある大地に広がる穏やかな田園景観

ゆるやかな起伏のある大地を大切に、広大な田園景観と懐かしい集落景観を保全します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
平地林等	平地林や鎮守の森の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成
田	ゆるやかな起伏のある地形の保全 美しい田園景観の保全
畑	
住宅等	歴史的景観資源の保全 既存集落や田園と調和した建築物等の景観形成
公共用地	
河川等	河川やため池の自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（南部田園エリア）

視点	地域で大切にしている考え方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■緩やかな起伏のある大地の景観を大切にする。</p> <p>本市の中でも、最も広がりのある農的景観を形成している場所が本エリアです。江戸時代から新田開発が行われた低地部とは異なり、長い間早魃に悩まされてきたこの地域は、入植者による開拓や豊川用水の開通、土地改良の進展とともに、農業王国へと成長しました。低地部では水平基調の水田が展開しますが、本エリアでは、緩やかな起伏の上で、パッチワークのように多様な作物が栽培されている景観が形成されています。</p> <p>本エリアにおいては、緩やかな起伏のある大地と、開拓からの歴史と文化を尊重することが大切です。</p>  <p style="text-align: center;">緩やかな起伏のある広々とした大地</p>
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■大地の中で広がりある農地を主役にする。</p> <p>緩やかに起伏する大地の上では、低層の家々が地形に沿って立地し、農地の中に埋もれているように見えます。昔ながらの社寺や集落は、社寺林や屋敷林が取り囲むことで、田園の広がりの中で、平地林とともに緑の連なりをつくっています。</p> <p>本エリアにおいては、広がりある農地の中で建築物や開発行為がどのように見えるのかを意識し、農地との調和を図ることが重要です。特に工場のような大規模な建築物や工場団地などの開発行為の場合は、緑の連なりや起伏のある農地に馴染ませる工夫が必要です。</p> 
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■昔ながらの建築様式や農地のつくり等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や農地等の細部に見られます。</p> <p>昔ながらの農家住宅は、軒の深い勾配屋根となっています。広い敷地の中で、建物前面に前庭を確保し、母屋を敷地の奥に配置しています。建物には、瓦や木、土が使われ、敷地には在来種の緑があり、周囲はイヌマキの生垣等で囲われています。</p> <p>農地や道路、敷地の外構に目を向けると、草花の生えた法面や自然石の石積みが、自然の地形に馴染むように造られています。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、大地のなかに印象的な木を植えたり、日常的に緑や農地の手入れを行ったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
緩やかな起伏のある大地と、それを基盤に形成されている農村の空間の基本構成を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農村の歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
背景の緑との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾りつけなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 表浜海浜エリア [海の景]

太平洋に面した砂浜と海岸林が連なり、美しい海への眺めが広がる市南部のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

美しい砂浜と海食崖

本エリアでは、美しい砂浜が延々と続き、海の前には美しい水平線が広がっています。エリアの東側は広い砂浜と緩やかな段丘になっており、西側は比較的砂浜が狭く、荒々しい海食崖が形成されています。

砂浜では、海浜植物の花が咲き、アカウミガメの産卵と孵化が続いています。海食崖の上や段丘には、常緑広葉樹の海岸林が形成されています。

◆ 歴史・文化的背景

豊かな自然を守る人々の取り組み

中世から伊勢街道が砂浜の縮まったところに通っていたと考えられています。

本エリアの海岸線一帯は波浪や高潮による浸食が著しい場所で、離岸堤等の整備等により海岸浸食対策が行われてきています。また、砂浜には、高豊漁港と二川漁港の2つの漁港区域があります。

砂浜は、アカウミガメが訪れる自然環境を守るため、車両の乗り入れ規制がされており、砂を定着させるための堆砂垣を設置する市民活動もみられるなど、この地の豊かな自然は、人々の手で守り続けられています。

レクリエーション空間

現代の表浜海岸では、サーフィンや釣りをする人々が賑わいをみせるなど、雄大な自然を体感できる本市を代表する景勝地となっています。

◆ 土地利用

豊かな自然が残る海岸

太平洋から砂浜、丘陵や海食崖へと続く豊かな自然環境が本エリアの特徴です。

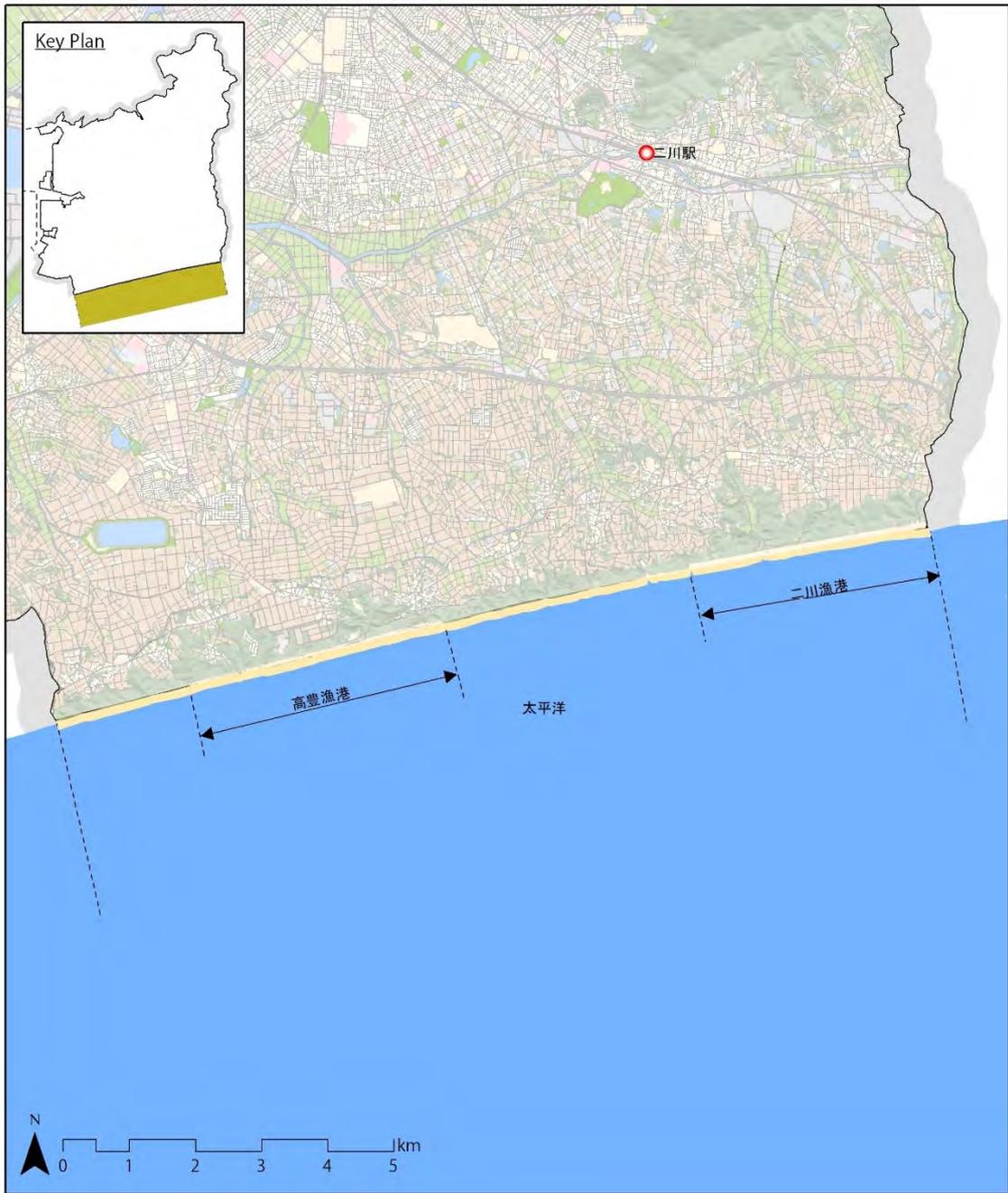


② 景観形成の目標像

美しい砂浜と海岸林が続く、
ゆったりとした時をすごせる、雄大な自然景観

貴重な生態系のある美しい砂浜と常緑広葉樹の海岸林を大切にし、訪れる人々がゆったりとくつろぐことのできる雄大な自然景観を保全します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
海岸	美しい砂浜と海岸林の保全 自然と調和した工作物等の景観形成
海	水平線の眺めの保全 自然に調和した工作物等の景観形成

③ 景観形成の配慮指針（表浜海浜エリア）

視点	地域で大切に考える考え方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■太平洋に面する砂浜と海食崖・海岸林が織りなす自然環境を大切にします。</p> <p>有史以前からの自然の作用が、表浜の雄大な自然景観をつくりだしました。その後の先人たちの努力によって、現代に至るまで、アカウミガメが毎年上陸する豊かな自然環境が保全され続けています。青い海、美しい砂浜、海岸林のコントラストは、変動する各時代の中でも変わらずにあり続けてきた貴重な景観です。</p> <p>太平洋、砂浜、海食崖・海岸林が形成する雄大な自然景観と、アカウミガメが訪れる豊かな自然環境を、今と変わらないままに、将来に引き継いでいくことが大切です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="703 517 895 797"> <p>海食崖・海岸林</p>  </div> <div data-bbox="919 510 1358 797"> <p>青い海と美しい砂浜</p>  </div> </div>
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■自然が主体の雄大な眺めを大切にします。</p> <p>本エリアでは人工物があまり目につきません。砂浜に立つと、一面に青い海が広がります。遙か先に望む水平線まで視線を遮るものが何もなく、雄大な自然を感じとることができます。背後には海食崖がそびえ、荒波や風が陸地を削り取ってきた長い月日を物語っています。海と崖の間には美しい砂浜がどこまでも続いています。</p> <p>本エリアの魅力は、人工物が目につかないことであることを十分に認識し、自然が主体の雄大な景観を損なわないよう留意することが大切です。</p> <div data-bbox="695 1005 1358 1384"> <p>人工物があまり目につかない、自然が主体の雄大な景観</p>  </div>
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■自然に調和する細やかな工夫や貴重な生態系を大切にします。</p> <p>表浜は、漁港やレクリエーションの場としての利用、自然環境や国土の保全、といった様々な面から施設の整備が必要です。こうした施設の整備にあたっては、自然が主役であることを考慮し、それぞれの場所に応じて自然に調和する細やかな配慮を行うことが大切です。</p> <p>海食崖の谷筋の道を抜け、砂浜と海が一面に開ける場所は、本エリアの玄関口といえます。そうした場所では、人工物の設置をできるだけ避けることが大切です。サインを整備する場合は、美しい海への眺望を遮らないよう、配置や形態への工夫を行うとともに、統合化による設置数の抑制、シンプルで質の高い表示デザインを行うことが大切です。</p> <p>海岸林や砂浜、海中などに施設を整備する場合は、自然の中で目立ちにくいよう工夫するとともに、生態系への十分な配慮を行うことが大切です。</p> <p>また、ゴミの散乱を防ぐなど、日常的な清掃活動や、自然環境の保全活動に取り組むことも、美しい景観づくりに大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
海、砂浜、海食崖・海岸林により形成されている雄大な自然環境を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
表浜の生態系を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自然の雄大な眺めから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然と調和する、穏やかな形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然と調和する、穏やかな色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
樹林地では、周辺の自然と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然の地形に馴染ませ、大規模な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
海岸への導入路等では、海の眺望を遮らないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
自然の植生や砂浜の保全に努めるとともに、緑化を行う場合は、地域の植生や生態系に影響しないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、周辺の自然環境の保全に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 表浜沿岸田園エリア [海の景]

海岸林がつながり、田園と集落による農的景観が広がる市南部の台地上のエリアです。

① エリアの特性

◆ 自然条件

海食崖の上の台地、つながる海岸林

本エリアは、海食崖の上の台地にあります。エリアの南側は、海側に標高を減じる幾筋の谷が形成されています。北側は概ね平坦な地形となっており、畑地や集落があります。

エリアの南側には常緑広葉樹の海岸林が形成されています。この林が帯となって連なることで、潮風や飛砂から内陸部を守っています。

◆ 歴史・文化的背景

海との関わり合い

表浜海岸は、海食崖を背後に有する砂浜の直線海岸であることから、地曳網が主たる漁法として採用されてきました。

明治時代に南部地域の開墾の進展等を背景に、次第に畑作によって生計を立てるようになっていきました。

◆ 土地利用

海岸林に守られる農地と集落

エリアの南側は海岸林の常緑広葉樹の海岸林が形成され、概ね自然的な土地利用が成されています。海岸林が潮風や飛砂を防ぐことで、エリアの北側には、農地や集落が形成されています。

農地や家々は、海風から守るための背の高い生垣に囲まれており、海岸林・農地・屋敷林等による緑の連なりのある集落となっています。

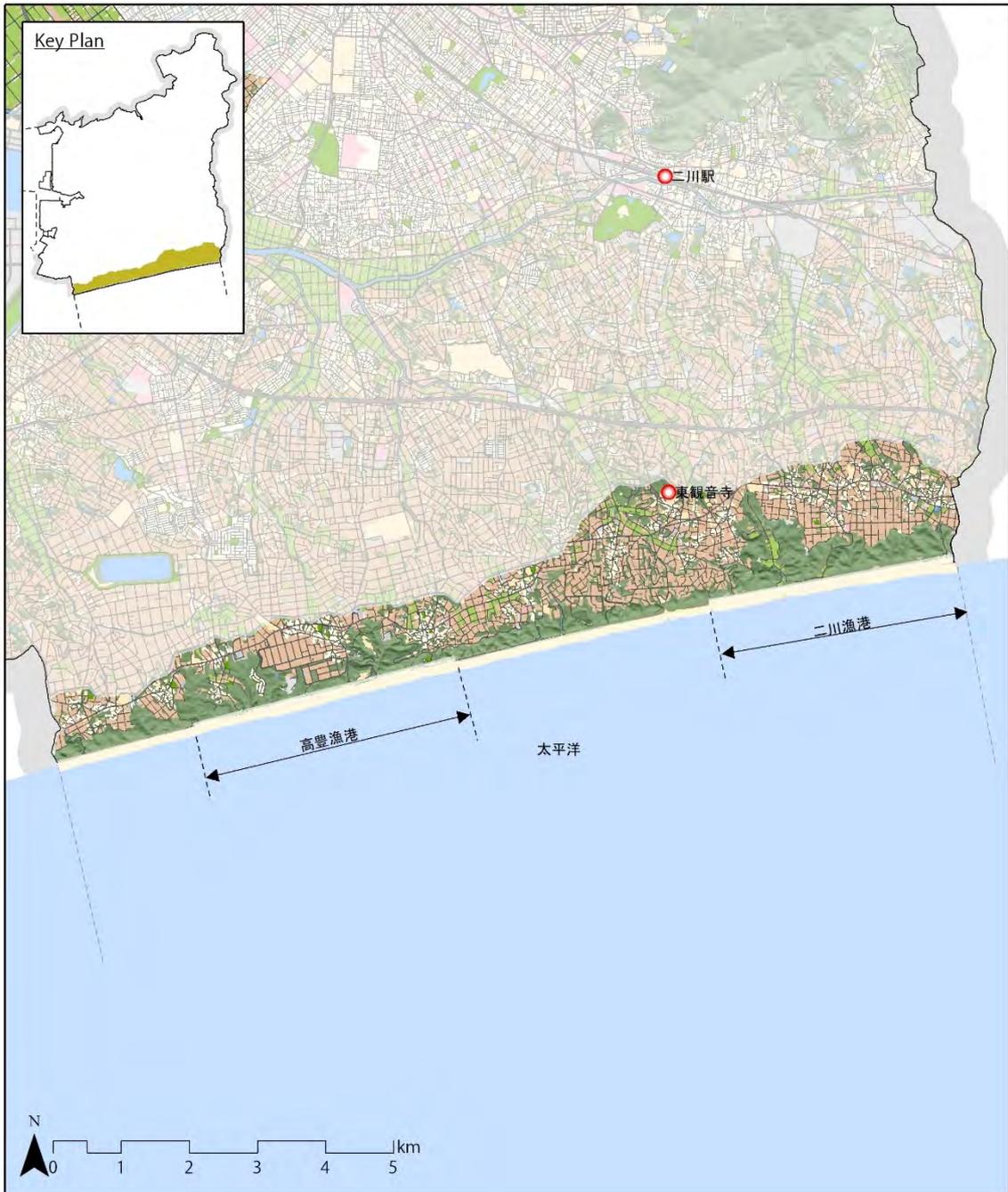


② 景観形成の目標像

連なる海岸林に守られ、 緑に包まれた落ち着いた田園景観

沿岸に連なる海岸林を大切にし、緑に囲われた集落と農地が調和する、落ち着いた田園景観を保全します。

エリア特性と景観形成の方向性



土地利用	景観形成の方向性
海岸林等	海岸林等の美しい自然景観の保全 自然に調和した工作物等の景観形成
田	美しい田園景観の保全 歴史的景観資源の保全 既存集落や田園と調和した建築物等の景観形成
畑	
住宅等	
公共用地	

③ 景観形成の配慮指針（表浜沿岸田園エリア）

視点	地域で大切に考える考え方
<p>I 地域の成り立ちを知る</p>	<p>■海岸林に守られた暮らしの場の景観を大切にする。</p> <p>常緑広葉樹が続く緑豊かな海岸林は、内陸部の台地上に位置する集落や畑地を潮風から守っています。海岸林を背にして、畑と家々が位置する空間構成は、海とともに暮らし続けてきた地域の歴史を示し、訪れる人に懐かしさを感じさせます。</p> <p>本エリアにおいては、この景観の基盤である、海岸林、集落、農地より形成されている空間の基本構成と、農村の歴史と文化を尊重することが大切です。</p>  <p>海岸林が暮らしの場を包む</p>
<p>II 周辺を見渡す</p>	<p>■海岸林から集落までの緑の連なりを大切にする。</p> <p>海岸林を背にした低層の家々の周囲には、背の高い生垣が設けられるなど、海風から生活の場を守るための工夫がなされています。海岸林、農地、生垣によって、緑が連なる豊かな景観が展開します。</p> <p>本エリアにおいては、建築行為等は必要最小限とし、行為を行う空間とその周辺を見渡して、緑の連なりを遮らず、美しい農の景観が保全されるよう、周辺の自然との調和を図ることが大切です。</p>  <p>海岸林に埋もれるようにある落ち着いた家々</p> <p>海岸林や田園と繋がる敷地周囲の緑</p>
<p>III 細部に目を向ける</p>	<p>■昔ながらの建築様式や農地のつくり等との調和を大切にする。</p> <p>本エリアの特徴は、昔ながらの家々や農地等の細部にも見られます。</p> <p>昔ながらの農家住宅は、軒の深い勾配屋根となっています。広い敷地の中で、建物前面に前庭を確保し、母屋を敷地の奥に配置しています。建物には、瓦や木、土が使われ、敷地には在来種の緑があり、周囲は照葉樹林やイヌマキの生垣等で囲われています。</p> <p>農地や道路、敷地の外構に目を向けると、草花の生えた法面や自然石の石積み、自然の地形に馴染むように造られています。</p> <p>一人ひとりが、こうしたことに目を向け、調和を図る工夫を細部に施すことで、本エリアの景観はより良いものになっていきます。</p> <p>また、資材置場を目立たないようにしたり、日常的に緑や農地の手入れを行ったりすることも、魅力的な景観をつくるために大切です。</p>

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
海岸林、集落、農地により形成されている農村の空間の基本構成を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
農村の歴史と文化を尊重するよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の樹林との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
大規模な場合は、見え方を工夫し、周辺の自然や既存集落から突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた形態、意匠とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
周辺の自然や農地、既存集落等と調和するよう、周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落の地形に馴染ませ、巨大な法面や擁壁が生じないように努める。自然地形の改変は必要最小限とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
周辺の自然や農地、既存集落等と調和する素材の使用に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ゆとりある敷地利用や、既存集落の建物の配置特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存集落の昔ながらの建築様式や外構の特徴を尊重し、地域特性との調和に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
既存樹木の保全と活用に努めるとともに、地域の植生や生物多様性に配慮した緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
適切な維持管理を行うとともに、沿道への草花の飾りつけなど、地域の魅力向上に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

4. 石巻山と豊川の指針

石巻山と豊川は、民話や校歌にも数多く登場し、昔から市民に親しまれ、豊橋の故郷の景観になっています。「石巻山と豊川の指針」は、こうしたふるさとの宝を将来にわたって引き継ぎ、より美しいものに育んでいくために、その考え方や景観づくりのポイントを示すものです。

石巻山については、「石巻山眺望保全指針」として、豊川については、「豊川水辺景観育成指針」として示します。



ゆったりと流れる豊川と端正な姿の石巻山の眺め（吉田大橋下流から）

1 石巻山眺望保全指針

(1) 指針の目的

石巻山は東三河の霊峰と名高く、今日まで市民に愛され、地域の象徴となってきました。この指針は、豊橋市民の原風景である石巻山への眺望が保全されるよう、石巻山への眺めの範囲内で計画される建築物等を適切に誘導することを目的とするものです。

この指針により保全する主たる対象は、「石巻山」への眺めです。また石巻山への眺めを構成する重要な要素として、「石巻山の両側に連なる弓張山地の山並み」も保全対象とします。

(2) 眺望地点および誘導区域

豊橋の故郷の風景である豊川と吉田城も眺められ、多くの人や車が通行する吉田大橋ならびに、人々が憩いの場として石巻山と豊川を眺める下地緑地、牛川の渡しを眺望地点とします。当該眺望地点から、石巻山の山体の稜線を構成する両側の尾根線までの範囲を誘導区域として設定します。

また、本市内には吉田大橋の他にも、石巻山への良好な眺めを得ることのできる公共的空間があります。本指針では、そのような視点場となる道路等から、石巻山への眺めの範囲についても、指針を踏まえた計画・設計等に努めていただくことを期待します。

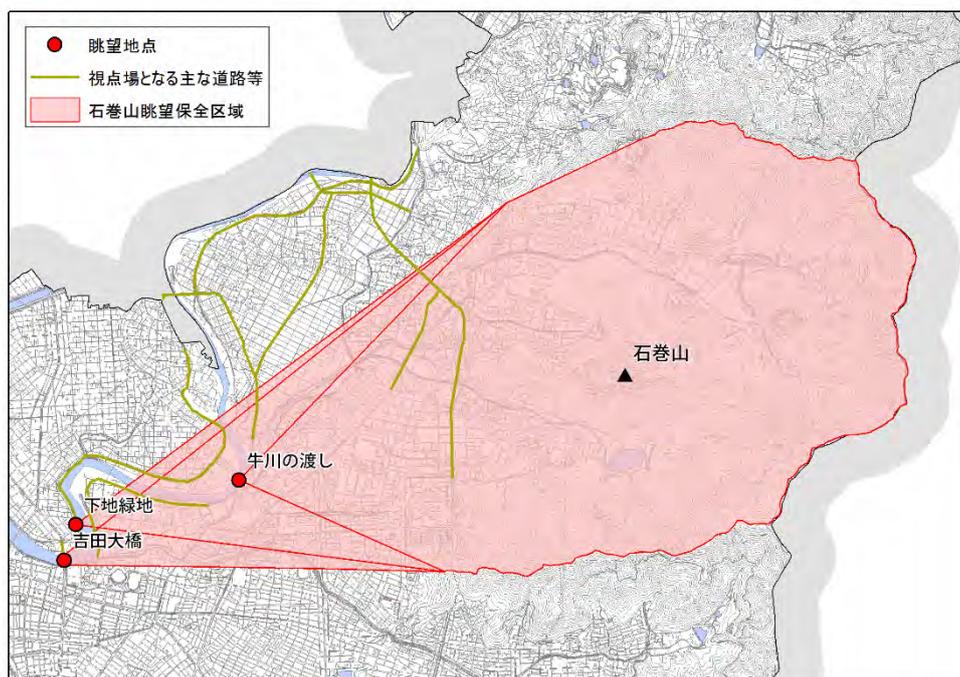
○眺望地点

- ・国道1号（吉田大橋の区間）
- ・下地緑地
- ・牛川の渡し

○その他の視点場となる主な道路等

- ・豊川の堤防道路：豊橋（旧吉田大橋）より上流部の範囲
- ・県道69号：市街化調整区域の範囲（下野橋から当古橋東交差点）
- ・県道394号：全て（下条橋から鷺橋北交差点）
- ・県道31号（東三河環状線）：市街化調整区域の範囲（計画道路を含む）
- ・県道31号（石巻赤根線）：市街化調整区域の範囲（東三河環状線から）
- ・国道362号：当古橋から牟呂用水までの区間

■ 図 石巻山眺望保全指針の眺望地点および誘導区域



(3) 石巻山眺望保全の考え方と景観づくりのポイント

① 良好な眺望景観の形成のための考え方

石巻山は、見る場所によって山体の姿が異なります。豊川下流部にある吉田大橋からの眺めは、周辺の稜線から突き出た端正な三角形の姿です。豊川を上り、当古橋（石巻本町）まで来ると、石巻山は、弓張山地の稜線と一体となって、なだらかな曲線を描きます。

いずれの姿かたちをした石巻山も、その周辺の山並みと一体となって、豊かな緑の景観を形成しており、市民が暮らしの中で眺める故郷の原風景となっています。

以上の特性を踏まえて、次の2点を大切に、景観づくりを進めます。

考え方① 本市の象徴である石巻山の眺望の確保

石巻山の特徴的な山体は、周辺の山並みによって特に際立っています。眺望地点からの山体の眺めを確保するとともに、それぞれの視点場からは、石巻山と周辺の山稜線（スカイライン）の連続性を損なわないように配慮します。

考え方② 石巻山と周辺の山並みに調和する景観の形成

石巻山と周辺の山並みは、豊かな緑の山林を形成し、里山の集落を包み、市街地の背景となっています。それぞれの視点場からは、石巻山と周辺の山並みが引き立つよう、建築物等の存在感を低減させ、山並みや山林と調和するよう、形態や色彩等に配慮します。



私たちを日々見守る石巻山（牛川町から）

② 景観形成の配慮指針（石巻山眺望保全）

良好な眺望景観の形成のための考え方を踏まえて、景観形成の配慮指針を示します。

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
■本市の象徴である石巻山の眺望の確保			
眺望地点から、石巻山山体への見通しを確保できるよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
石巻山と周辺の山並みが形成するスカイラインを大きく遮蔽しない位置、規模、高さとするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
■石巻山と周辺の山並みに調和する景観の形成			
勾配屋根にするなど、背景の山並みと調和する形態、意匠とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
分棟化や壁面の分節化などにより、長大な壁面や単調な壁面が生じないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
背景となる山林と調和する、落ち着いた色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋上広告物や眺望を損ねる屋外広告物は設置しないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
背景となる山林と調和するよう、周辺の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自然や農地の地形に馴染ませ、眺望を損ねる地形の改変がないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



夜明けの石巻山（下条西町から）

2 豊川水辺景観育成指針

(1) 指針の目的

豊川は、豊かな水の流れを市街地に引き込み、河畔の緑とともにまちに潤いをもたらしています。川沿いの散策路や水辺からの眺めは、市民の暮らしに安らぎを与えてくれます。この指針は、市民に愛される豊川の景観が、将来にわたって大切にされ、より美しいものに育まれるよう、川沿いや橋上からの眺めに対して、沿川の建築物等を適切に誘導することを目的とするものです。

(2) 誘導区域

本市内を流れる豊川の堤防道路中心等から堤内地側 150m の範囲内を誘導区域として設定します。

■ 図 豊川水辺景観育成指針の誘導区域



(3) 豊川水辺景観育成の考え方と景観づくりのポイント

① 良好な水辺景観の形成のための考え方

豊川は、その名の通り、豊かな水の流れを有し、ゆるやかに蛇行しながら三河湾へと注いでいます。その穏やかな流れと緑豊かな河畔林は、まちに潤いをもたらしています。豊橋公園より上流には、流域の浸水被害を最小限に抑えるために、かつて霞堤が築かれ、川とともに人々は共存してきました。

また、古くから舟運に利用され現在も渡しが残るほか、川に架かる橋は東西交通の要衝となっており、橋上からの眺めは豊橋の特徴的な景観のひとつです。さらに、人工物の多い市街地の中であって、堤防道路や河岸の緑地は人々の憩いの場となるなど、市民の生活に密着した空間になっています。市街地を離れると集落のあるのどかな田園が沿川に広がり、その眺めは心をいやしてくれます。

以上の特性を踏まえて、次の2点を大切に、景観づくりを進めます。

考え方① 対岸や橋上からの広がりある眺望の確保

対岸からは、豊川を前景に、遠く東部丘陵や本宮山の山並みが背景となった開けた眺めが広がります。橋上からは、その位置に応じて、蛇行する川の流れに沿った見通しの良い眺めが展開します。対岸や橋上からの視線を意識し、河川と調和した、広がりある眺めを確保します。

考え方② 河川に顔を向けた、潤いと安らぎのある景観の創出

古来豊川とともに暮らしてきた豊橋の市民にとって、豊川の水辺との関係性は重要です。河川に向く建築物の壁面や敷地周囲の設え、屋根の形状、色彩等を工夫し、落ち着きある演出を行い、水辺とのつながりを向上させることで、更に潤いと安らぎある水辺景観を育みます。



豊川沿いの散策路からの眺め（吉田大橋付近の左岸から）



弓張山地の山並みが背景となる、豊川沿いの眺め（北島河川敷広場から）

② 景観形成の配慮指針（豊川水辺景観育成）

良好な水辺景観の形成のための考え方を踏まえて、景観形成の配慮指針を示します。

地域らしい景観づくりのポイント	指針の対象となる行為		
	建築物	工作物	開発行為
■対岸や橋上からの広がりある眺望の確保			
川沿いの建築物が形成するスカイラインや背景の山並みから突出して見えないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
川沿いの建築物が形成するまち並みとの連続性や統一感の形成に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
勾配屋根にするなど、背景の山並みや手前の堤防の地形と調和する形態、意匠とするよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
分棟化や壁面の分節化などにより、長大な壁面や単調な壁面が生じないように努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
屋上広告物や眺望を損ねる屋外広告物は設置しないよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
■河川に顔を向けた、潤いと安らぎのある景観の創出			
背景の山並みや周辺の建築物、自然、農地と調和する穏やかな色彩とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
水辺の自然や背景となる山並みと調和するよう、敷地周囲や壁面の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自然や農地の地形に馴染ませ、水辺の自然や公園と一体感のある空間づくりに努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



祇園祭の打ち上げ花火の舞台となる豊川の水辺（吉田大橋下流）

第4章

景観法と条例に基づく制限

本章では、「景観法」と「豊橋市まちづくり景観条例」に基づく行為の制限（規制・誘導の基準）と届出制度を示します。

なお、本章は、景観法第8条第2項第2号に規定する「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」に該当します※。

※「まちづくり景観研成地区」における基準は、上の事項には該当しませんが、本章においてとりまとめています。

里山の集落（嵩山町）

1. 事前協議と届出による規制・誘導

前章では、本市の良好な景観形成を進めるために、市民、事業者、行政が共有する景観配慮指針を示しました。この指針に沿って、地域らしい景観形成をより推進するためには、実行性のある規制・誘導が望まれます。

そこで、本計画では、景観法に基づく「届出制度」と豊橋市まちづくり景観条例に定める「事前協議制度」を活用し、一定規模を超える建築行為等に対して、景観配慮指針（景観形成基準）に適合するよう規制・誘導を行います。（国・県・市が行う行為については、事前相談と法に基づく通知になります。）また、まちづくり景観形成地区においては、一定規模以下の建築行為等に対しても、条例に基づく届出により、規制・誘導を行います。本章では、そうした規制・誘導の具体的な内容について示しています。

なお、景観形成基準に適合しない一定の行為に対しては、景観法に基づき、市が勧告あるいは変更命令*を行うことができます。

※変更命令について

景観法（第17条第1項）では、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者等に対し、設計の変更等を命ずることができるよう定められています。また、変更命令の対象となる行為（特定届出対象行為）は、市の条例で定めることになっています。

豊橋市の条例では、変更命令の対象となる行為を、届け出の対象となる「建築物の建築等」と「工作物の建設等」にしています。

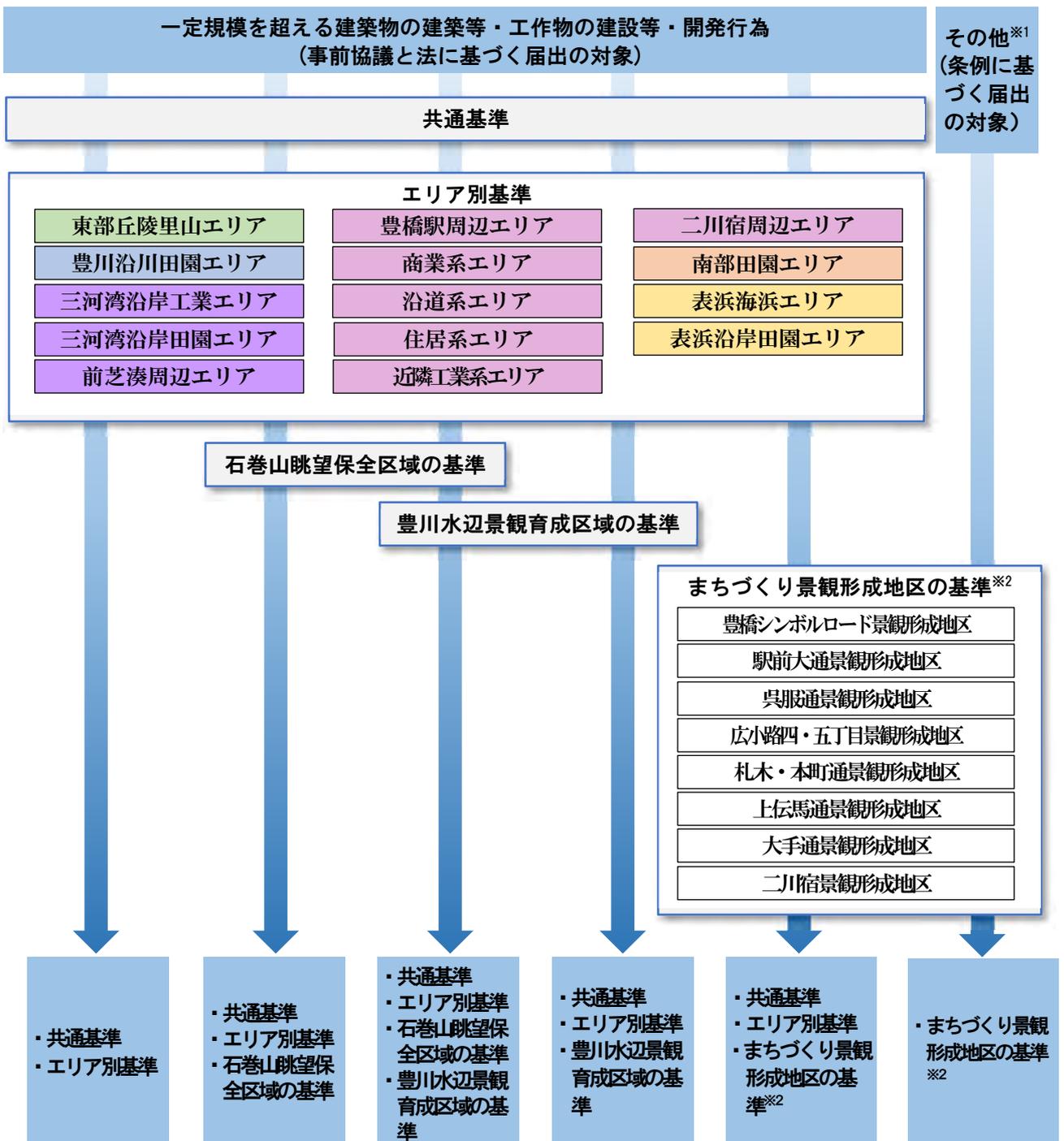
1 届出制度と景観形成基準の概要

一定規模を超える行為については、事前協議と法に基づく届出を求め、それぞれの行為の位置に応じて定められている景観形成基準への適合を求めます。

「共通基準」は、市内のどの場所においても適合を求めます。その上で、行為の位置に応じた「エリア別基準」への適合を求めます。さらに、石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域、まちづくり景観形成地区内における行為については、当該区域内に適用する基準への適合を求めます。

また、一定規模以下の行為についても、まちづくり景観形成地区内における行為の場合には、条例に基づき届出を求め、基準への適合を求めます。

■ 図 届出制度と景観形成基準のイメージ



※1：まちづくり景観形成地区内における行為で、法に基づく届出の対象にならない規模のものです。
 ※2：まちづくり景観形成地区の基準は、景観法に基づく行為の制限にしています。

2 景観形成基準の対象区域

(1) 「エリア別基準」の対象区域

エリア別指針のエリア区分（14 エリア）と同じです。（P. 97-98 参照）

(2) 「石巻山眺望保全区域の基準」の対象区域

石巻山眺望保全指針の誘導区域と同じです。（P. 161 参照）

(3) 「豊川水辺景観育成区域の基準」の対象区域

豊川水辺景観育成指針の誘導区域と同じです。（P. 164 参照）

(4) 「まちづくり景観形成地区の基準」の対象区域

P. 100-101 を参照してください。

2. 事前協議と届出の対象行為

事前協議と届出の対象行為の種類等は、行為の場所によって異なります。個々の行為を行う際は、本章において、事前協議や届出対象行為に該当するかを確認した上で、該当する場合は、適用すべき景観形成基準と必要な手続きを確認してください。

1 事前協議と法に基づく届出の対象行為

一定規模を超える建築行為等に対しては、条例に基づく事前協議と景観法に基づく届出を求めます。

(1) 事前協議と法に基づく届出の対象行為の種類

● 建築物の建築等（特定届出対象行為^{※1}）

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

● 工作物の建設等（特定届出対象行為^{※1}）

- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※本計画において「工作物」とは、以下の物件を指します。

種類①	<ul style="list-style-type: none"> ・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（種類②のものを除く） ・ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場等の運動施設その他これらに類するもの ・風力発電施設その他これに類するもの ・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの ・擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの ・柵、塀その他これらに類するもの ・乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの ・ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設 ・アスファルト、コンクリート等の製造施設その他これらに類するもの ・サイロ、ガスタンク等の貯蔵施設その他これらに類するもの ・粉砕施設、汚物処理場、ごみ焼却場等の処理施設その他これらに類するもの ・駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
種類②	<ul style="list-style-type: none"> ・送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路照明塔その他これらに類するもの
種類③	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設で土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの
種類④	<ul style="list-style-type: none"> ・高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
種類⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの

● 開発行為

- ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

※1：特定届出対象行為とは、本計画に定めた景観形成基準に適合しない場合に変更命令ができる行為です。（景観法第17号第1項）

(2) 事前協議と法に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為の規模は、エリアによって区分し、下表のとおりとします。

■ 表 事前協議と法に基づく届出対象行為の規模

地域	エリア	建築物の建築等 (特定届出対象行為 ^{※1})	工作物の建設等 (特定届出対象行為 ^{※1})					開発 行為
			種類 ①	種類 ②	種類 ③	種類 ④	種類 ⑤	
里山の景	東部丘陵里山 エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 10m 超	高さ 30m 超	太陽 光パ ネル の合 計面 積(計 画総 面積) 計 500 m ² 超	高さ 10m 超	幅員 4m 超 又は 延長 10m 超	開 発 区域 5 ha 超
川の景	豊川沿川田園 エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超					
港の景	三河湾沿岸工業 エリア	高さ 15m 超又は 建築面積 3,000 m ² 超	高さ 15m 超					
	三河湾沿岸田園 エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超					
	前芝湊周辺 エリア	高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m 超					
まちなかの景	豊橋駅周辺 エリア	高さ 20m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m 超					
	商業系エリア	高さ 20m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 20m 超					
	沿道系エリア	高さ 15m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m 超					
	住居系エリア	高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m 超					
	近隣工業系エリ ア	高さ 15m 超又は 建築面積 1,000 m ² 超	高さ 15m 超					
	二川宿周辺 エリア	高さ 13m 超又は 建築面積 500 m ² 超	高さ 13m 超					
農の景	南部田園エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超					
海の景	表浜海浜エリア	高さ 5m 超又は 建築面積 10 m ² 超	高さ 5m 超					
	表浜沿岸田園 エリア	高さ 10m 超又は 建築面積 1000 m ² 超	高さ 10m 超					

※1：特定届出対象行為とは、本計画に定めた景観形成基準に適合しない場合に変更命令ができる行為です。(景観法第17号第1項)

*工作物の高さは、地盤面から当該工作物の上端までの高さです。建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さが5mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が上表の数値を超えるものを含みます。

2 まちづくり景観形成地区における条例に基づく届出の対象行為

まちづくり景観形成地区においては、景観法に基づく届出対象行為にならない行為でも、次に示すものは、条例に基づく届出の対象になります。

(1) 条例に基づく届出の対象行為の種類

- **建築物の建築等**
 - ・ 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- **工作物の建設等**
 - ・ 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- **屋外広告物の設置等**
 - ・ 屋外広告物の設置、改造、移転又は表示内容若しくは色彩の変更
- **その他市長が必要と認めた行為**

(2) 条例に基づく届出の対象行為の規模

事前協議と法に基づく届出対象行為に該当する規模を除く全ての規模（軽易な行為は除く）。

※まちづくり景観形成地区内において、事前協議と法に基づく届出対象規模に該当する行為を行う場合には、事前協議と法に基づく届出の手続きが必要です。

3. 景観形成基準

景観形成基準は、基本的に第3章の「景観配慮指針」と同じ内容としています。
詳細については、別途ガイドラインがありますので、あわせて活用してください。

1 共通基準

市内全域で、全ての法に基づく届出対象行為が、共通して適合すべき基準です。

当基準は、本計画第3章において定める「共通指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

2 エリア別基準

届出対象行為の内容に応じた、エリア別に適合すべき基準です。

当基準は、本計画第3章において定める「エリア別指針」と同じ内容となりますので、行為を行う場所に該当するエリアの指針を確認してください。

また、建築物の外壁、屋根、工作物の外観の色彩については、エリアに応じて、使用可能な色彩範囲を定めていますので、下表を確認し、次頁以降に示す基準に適合するようにしてください。

この色彩基準は、場所の特性等を考慮し、周辺景観から突出した違和感を生じさせる色彩を抑制する目的で運用するネガティブチェック型の基準です。行為の場所に応じて、本計画が定める色彩範囲の中でも、特に周辺に馴染む色彩を採用することが望まれます。事前協議では、より望ましい色彩について協議します。

なお、まちづくり景観形成地区においても、エリア別の色彩基準に適合するようにしてください。

■ 表 エリア別の使用可能色範囲

地域	エリア	適用する使用可能色範囲	
		A	B
里山の景	東部丘陵里山エリア	○	
川の景	豊川沿川田園エリア	○	
港の景	三河湾沿岸工業エリア	○	
	三河湾沿岸田園エリア	○	
	前芝湊周辺エリア	○	
まちの景	豊橋駅周辺エリア		○
	商業系エリア		○
	沿道系エリア		○
	住居系エリア	○	
	近隣工業系エリア	○	
	二川宿周辺エリア	○	
農の景	南部田園エリア	○	
海の景	表浜海浜エリア	○	
	表浜沿岸田園エリア	○	

(1) 使用可能色の範囲A

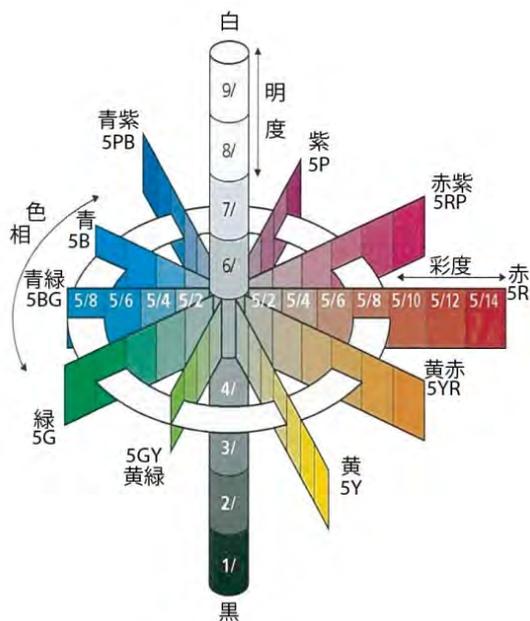
● 対象エリア

東部丘陵里山エリア	豊川沿川田園エリア	三河湾沿岸工業エリア
三河湾沿岸田園エリア	前芝湊周辺エリア	住居系エリア
近隣工業系エリア	二川宿周辺エリア	南部田園エリア
表浜海浜エリア	表浜沿岸田園エリア	

● 色彩の考え方

- 建築物等は、背景や前景となる丘陵や海岸林、斜面緑地等の緑と調和し、周辺のまち並み等から突出しない低彩度の色彩とします。
- 基本的には、穏やかな色調となるよう、暖色系の色彩とし、高彩度の派手な色彩は避けるものとします。
- 使用可能範囲は、周辺景観から突出した色彩を抑制する最低限守るべき色彩を定めたものであり、行為の場所に応じて望ましい色彩は変わります。
 - ・例えば、山林等の自然の緑が背景となる場合、白色に近い淡い色彩は周辺から浮いて見えるため、高明度の色彩を避けることが望まれます。
 - 一方、背景が海や空のように開放的な場合は、黒色に近い暗い色彩は周辺から浮いて見えるため、低明度の色彩を避けることが望まれます。

■ 図 マンセル色立体 (P210 色彩の基礎知識参照)

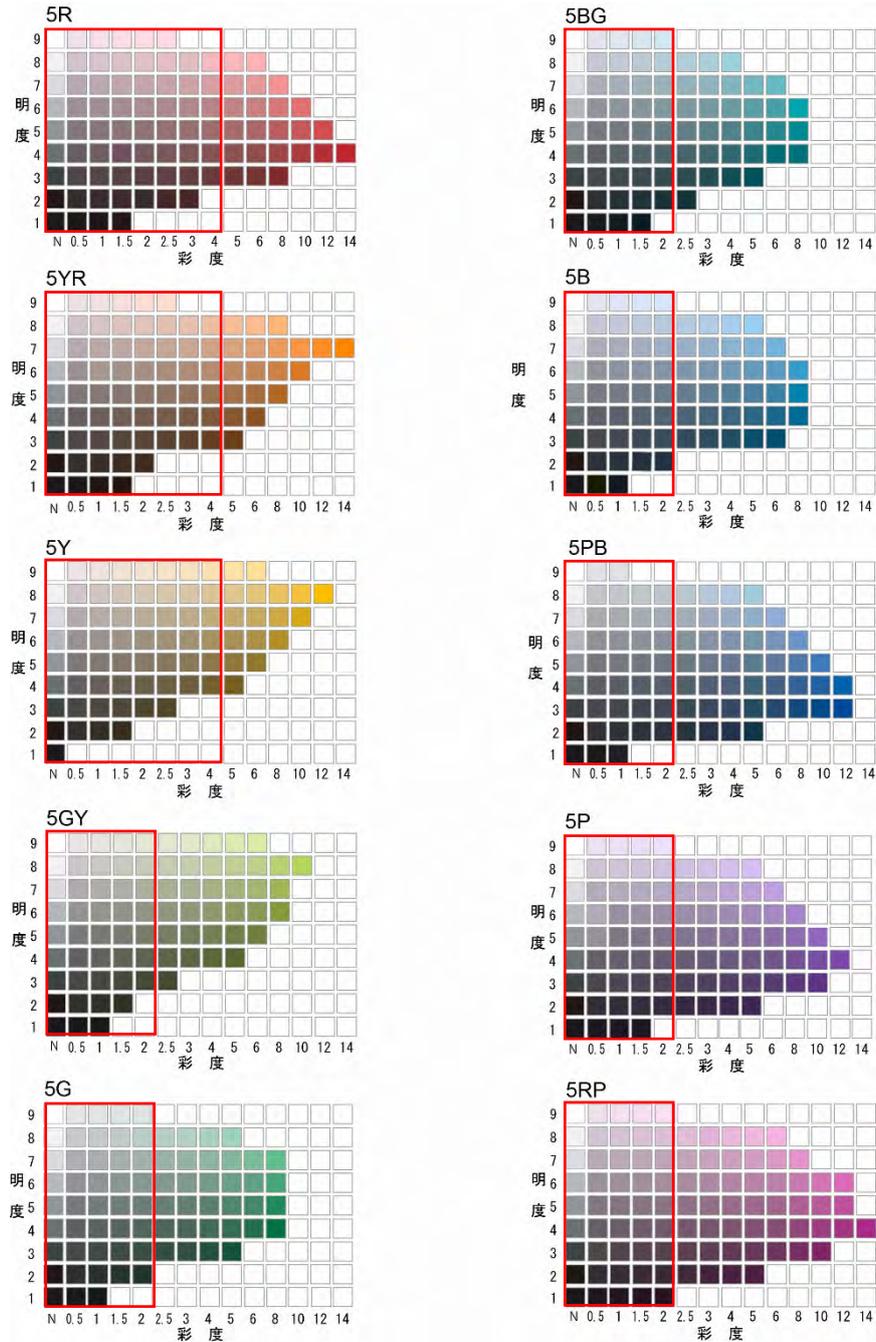


■ 表 使用可能色（マンセル値）の範囲

部 位		色 相	彩 度
建築物の外壁、屋根 工作物の外観	基調色	0.1R~10Y	4 以下
		上記以外の色相	2 以下

*1：自然素材（木材、石材、土壁等）やガラス等の材料で仕上げる部分は上表の限りでない。
*2：上記の彩度を超える色彩を用いる場合は、各見付面積の1/10未滿とし、低層部に用いるよう努める。

■ 図 基調色に使用可能な色彩範囲例（赤枠内）



(2) 使用可能色の範囲B

● 対象エリア

豊橋駅周辺エリア 商業系エリア 沿道系エリア

● 色彩の考え方

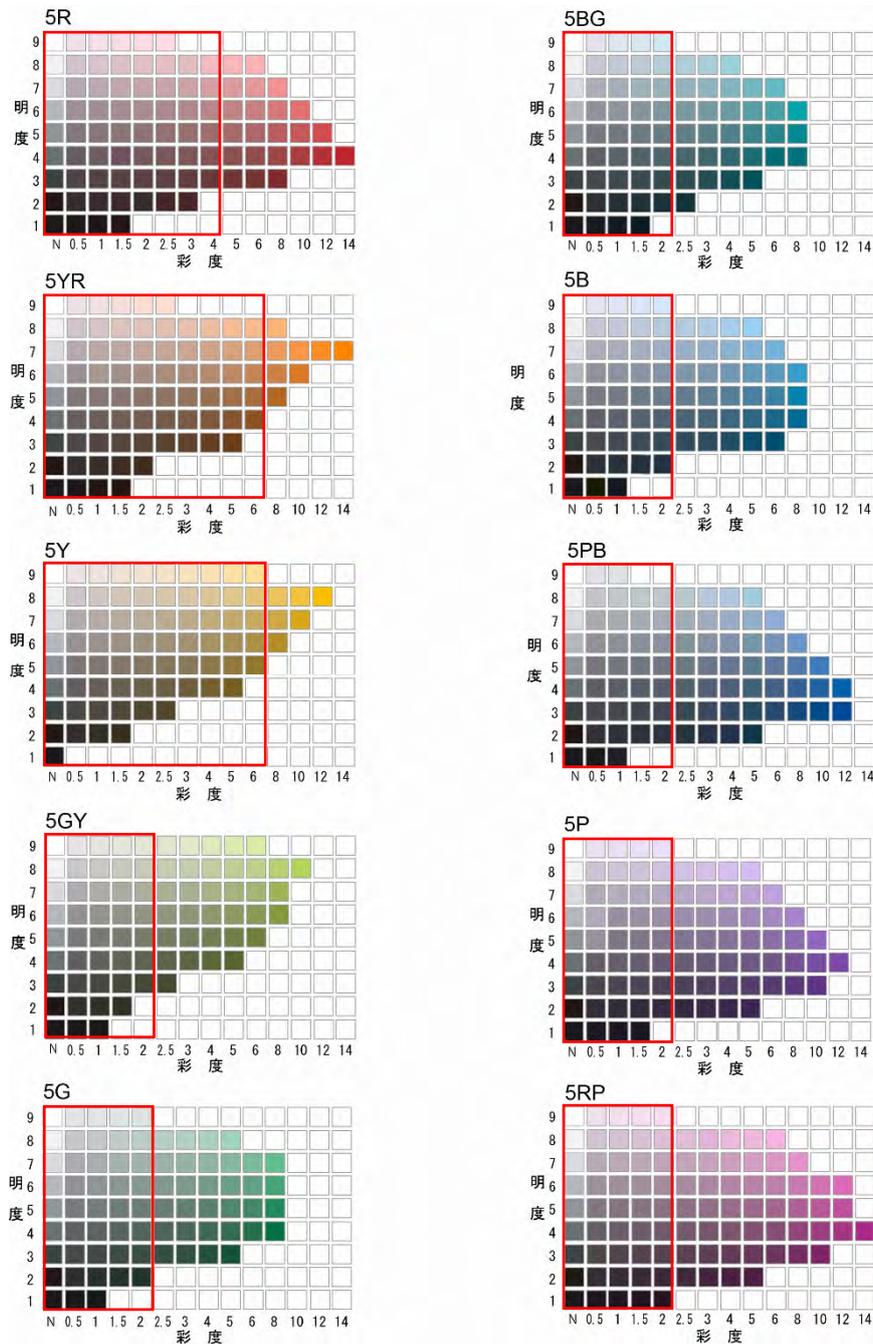
- 建築物等は、落ち着きが感じられ、まちなかの水や緑、周囲の建築物群が形成する連続性のあるまち並みを妨げないよう、低彩度の色彩を基本とします。
- 基本的には、穏やかな色調となるよう、暖色系の色彩とし、高彩度の派手な色彩は避けるものとします。
- 使用可能範囲は、周辺景観から突出した色彩を抑制する最低限守るべき色彩を定めたものであり、行為の場所に応じて望ましい色彩は変わります。
 - ・例えば、隣接し合う建築物の中高層部が、大きく異なる明度や彩度の色彩を用いられている場合、個々の建築物からは落ち着きある印象を受けたとしても、まち並み全体から統一感を感じられなくなります。周辺の建築物等と明度や彩度の揃った色彩を採用することが望まれます。

■ 表 使用可能色（マンセル値）の範囲

部 位		色 相	彩 度
建築物の外壁、屋根 工作物の外観	基調色	0.1R～5R	4 以下
		5.1R～5Y	6 以下
		5.1Y～10Y	4 以下
		上記以外の色相	2 以下

*1：自然素材（木材、石材、土壁等）やガラス等の材料で仕上げる部分は上表の限りでない。
*2：上記の彩度を超える色彩を用いる場合は、各見付面積の 1/5 未満とし、低層部に用いるよう努める。

■ 図 基調色に使用可能な色彩範囲例



3 石巻山眺望保全区域の基準

当基準は、本計画第3章において定める「石巻山眺望保全指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

なお、事前協議と法に基づく届出の際に、眺望地点（吉田大橋の区間、下地緑地、牛川の渡し）から、事業地および石巻山を眺望したシミュレーション図を提出してください。

4 豊川水辺景観育成区域の基準

当基準は、本計画第3章において定める「豊川水辺景観育成指針」と同じ内容となりますので、当該内容を確認してください。

なお、事前協議と法に基づく届出の際に、事業地の対岸から事業地およびその周辺を眺望したシミュレーション図を提出してください。

5 まちづくり景観形成地区の基準

「まちづくり景観形成地区」に指定されている地区内における行為について、適合すべき基準です。

当基準は、まちづくり景観形成地区の特性等を踏まえて、エリア別基準の内容を補完するものとなります。各地区について、これまで豊橋市まちづくり景観条例に基づき、市長が「整備計画」を定めていますので、その内容も、下表とあわせて確認するようにしてください。

なお、この基準は、景観法に基づく行為の制限にしていません。

(1) 豊橋シンボルロード景観形成地区

区 分		基 準	
		A-2 ゾーン	B-1・B-2 ゾーン
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務を中心とした豊橋市の顔に相応しい洗練された格調のあるまち並みの形成を図り、活気と賑わいを演出するまち並みとするよう努める。 ・将来に向けて、商業・業務地としての機能的で高度な土地利用を図るために、量感のあるまち並みに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務と住居を併用したまち並みの特性を活かした、1・2階は店舗系としての賑わい、2・3階以上は都心の住環境として、“やすらぎ”や“うるおい”の醸し出せるような生活文化を演出するまち並みとするよう努める。 ・既存の緑を地域の特徴とし、緑と調和し、落ち着いた界索性、情緒性のあるまち並みとするよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1・2階部分は通りに賑わいやゆとりを醸し出すような壁面の後退やショーウィンドウの設置、シャッターのシースルー化等に努め、夜間の景観配慮にも努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、清新で、明るい色彩を基調とする。 ①無彩色を使用する場合は、明度6以上とする。 ②マンセル表色系における、R(赤)P(紫)系の色相を使用するときは、明度5以上、彩度3以下とし、その他の色相を使用するときは、明度5以上、彩度5以下に努め、極端に鮮やかな色については、特に注意して使用し、周辺の環境との調和を図るなどの配慮に努める。 ・材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観（外壁）の基本色は、暖かみのある、さわやかな色彩を基調とする。 ①無彩色を使用する時は、明度4以上に努める。 ②マンセル表色系における YR(黄赤)系の色相を使用するときは、明度2.5～5.5、彩度5以下とし、その他の色相を使用するときは、明度5以上、彩度3以下に努め、極端に鮮やかな色彩については、特に注意して、周辺の環境との調和を図るなどの配慮に努める。 ・材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建物との一体化に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダ、バルコニーは、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・裏庭に面して設置するなどの工夫をし、布団・洗濯物干しによって美観が損なわれないように配慮する。 ・表通に面した窓には、草木等を設置して美観を高めるよう工夫する。

区 分		基 準	
		A-2ゾーン	B-1・B-2ゾーン
工 作 物	駐車場	・ 駐車場は、周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。	・ 駐車場は、周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。
	門・塀等	・ 前面道路に面して設置しないよう努める。 ・ 止むを得ず設置するときは、周囲の景観と調和するよう、デザイン、素材に配慮し、特に閉鎖的な印象とならないよう工夫をする。	・ 周囲の景観と調和し、連続性を失わないようなデザインや素材に配慮する。 ・ 蔓生植物や花壇などと組み合わせることにより適度な緑化に努める。
	アーケード・日除け	・ アーケード、日除けなどは、歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。	・ アーケードなどの設置は極力避けるよう努める。 ・ 日除けについては、デザイン上、十分な配慮をしたものとし、突出し幅は1m未満にするよう努める。
	自動販売機	・ 建物の中に埋め込むなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図り、落ち着いた色調とするよう努める。	・ 建物の中に埋め込むなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図り、落ち着いた色調とするよう努める。
広 告 物	屋上広告	・ 自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・ 極端な搭状のものは避け、建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・ けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。	・ 自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・ 極端な搭状のものは避け、建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・ けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	・ 集合化して、建築物1棟につき原則1縦列とし、形状、色彩、意匠は外壁と調和するよう努める。 ・ 突出幅は建築物の壁面より1m以下とし、原則として、道路上へ突出させない。 ・ やむを得ず道路上へ突出する場合は、関係法令の規定を厳守するとともに、道路景観との調和に努める。	・ 集合化して、建築物1棟につき原則1縦列とし、形状、色彩、意匠は外壁と調和するよう努める。 ・ 突出幅は建築物の壁面より1m以下とし、原則として、道路上へ突出させない。 ・ やむを得ず道路上へ突出する場合は、関係法令の規定を厳守するとともに、道路景観との調和に努める。
	壁面広告	・ 窓面広告は原則として設置しない。壁面広告は出来るだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として利用建築物との調和に努める。 ・ 広告物の表示面積は、1壁面に対して1/5以下とする。この場合、上限面積は、20㎡までとする。	・ 窓面広告は原則として設置しない。壁面広告は出来るだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として利用建築物との調和に努める。 ・ 広告物の表示面積は、1壁面に対して1/5以下とする。この場合、上限面積は、20㎡までとする。
	立看板・置看板等	・ 歩道上への設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。	・ 歩道上への設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	その他	・ 材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・ 維持管理は定期的に行うように努める。 ・ 彩度は、原則として8以下とする。	・ 材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・ 維持管理は定期的に行うように努める。 ・ 彩度は、原則として8以下とする。

(2) 駅前大通景観形成地区

区 分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋の顔にふさわしく、洗練された「風格と魅力」・「賑わいと活気」のあるまち並み形成を図るよう努める。 ・将来に向けて、商業・業務地としての機能的で量感のあるまち並みの形成を図るために、建築物の高さは20m程度が望ましく、建築物の共同化に努める。共同化などできない場合は、隣接する建築物の高さや階高、外装のデザイン、材質等により外観上の一体感をつくり出すよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は通りに賑わいやゆとりを醸し出すようなショーウィンドウの設置等に努め、夜間の景観配慮にも努める。 ・シャッターはシースルー化するよう努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、都会的で洗練された明るい色彩を基調とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①マンセル表色系における、G(緑)BG(青緑)系の色相を使用するときは、明度8以上、彩度3以下とし、その他の色相を使用するときは、明度7以上、彩度3以下に努め、極端に鮮やかな色については、特に注意して使用し、周辺の環境との調和を図るなどの配慮に努める。 ②無彩色を使用する場合は、明度7以上9以下とする。 ③自然石等の材質を使用する場合は、外壁の主な部分に低明度、低彩度のものは使用しないよう努める。 ・材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とし、止むを得ない場合は、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・雨水配管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物との一体化を配慮する。
	シャッター	<ul style="list-style-type: none"> ・シャッターはシースルー化するよう努める。
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努め、
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケード、日除けなどは、歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。止むを得ず設置するときは周囲の景観と調和するようにデザイン、素材に配慮し、アーケードについては自然採光を十分取り入れるよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の中に埋め込むような方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図り、落ち着いた色調とするよう努める。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20m以下に設置しないよう努める。 ・表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/10以下とする。この場合、上限面積は20㎡までとする。 ・自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・搭状のものは避け、横型とし建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・地色は建築物の色に合わせる。 ・けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・集合化して、建築物1棟につき原則1縦列として、形状、色彩、意匠は外壁と調和するよう努める。 ・地色は1縦列につき1色とする。 ・下端の高さは原則として4.5m以上とするよう努める。 ・やむを得ず道路上へ突き出す場合は、関係法令の規定を厳守するとともに道路景観との調和に努める。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・窓面広告は原則として設置しない。やむを得ず設置するときは1階のみとし景観上の配慮に努める。 ・壁面広告は出来るだけ箱文字で表示し、壁面に取り付ける建築物との調和に努める。 ・広告物（広告幕除く）の表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/5以下とする。この場合、上限面積は20㎡までとし、地色は建築物の色に合わせる。 ・広告幕の表示面積は、建築物の1壁面積に対して1/10以下とする。この場合、上限面積は、1幕につき20㎡までとする。
	地上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並み、建築物と調和した色彩、デザインとするよう努める。
	アーケード広告	<ul style="list-style-type: none"> ・アーケードと調和した色彩、デザインとするよう努める。 ・地色に黒色及び原色を使用しない。
	掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・掲示板は独立とせず建築物と一体化するよう努める。
	立看板・置き看板	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上への設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	装飾塔	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ20m以下に設置しないよう努める。 ・設置する場合は、まち並み、建築物と調和した色彩、デザインとするよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は、原則として8以下とする。

(3) 呉服通景観形成地区

区分		基準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史ある地区として伝統を感じるデザインを取り入れるよう努める。 ・商業、業務と住居が共存したまち並みの特性を活かして、1・2階は店舗系として賑わいと生活の文化を演出するまち並みとするよう努める。 ・まち並みとして連続性とうるおいのある土地利用に努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は、通りに賑わいとうるおいを醸し出すようなショーウィンドウや玄関灯を設置し、夜間の景観に配慮するよう努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、エレガント（優雅）で落ち着いた色彩を基調とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は、明度3.0以上9.0以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色は、明度2.5以上、彩度3.0以下とし、極端に鮮やかな色については、特に注意し、周辺環境との調和を図るなど配慮に努める。 ③自然石等の天然材質を使用する場合は、①、②に適合しなくても良いものとする。 ・材質は汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は、道路から見えない位置とするか、外壁と調和した部材で覆う等の配慮をする。 ・冷暖房機の室外機や雨水配水管等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 ・草花等で装飾するように努める。
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和に配慮し外周の緑化等に努める。
	門・塀等	<ul style="list-style-type: none"> ・止むを得ず設置するときは、周囲の景観と調和するような構造、意匠に配慮し、まち並みや夜間の景観に調和するよう門灯を設置するよう努める。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から、なるべく設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに、周辺環境との調和を図るよう努める。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・横長の形状で建物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・けばけばしく点滅するネオンサインは、設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・集合化して、建築物1棟につき原則1縦列とし、意匠、色彩は外壁と調和するよう努める。 ・突出幅は、建築物の壁面より1m以下とし、原則として道路上へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・出来るだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として建物との調和に努める。 ・1壁面に同一内容のものは1個とし、1壁面に対して1/5以下、20㎡以下とする。 ・窓面広告は、原則として設置しない。
	立て看板、置き看板等	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道上の設置は、法令により禁止されており、これを厳守する。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料は、なるべく汚れが目立たなく、退色、破損等のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うように努める。 ・彩度は、原則として8以下とする。

(4) 広小路四・五丁目景観形成地区

区 分		基 準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みとして隣接する建築物との連続性を考慮し、緑化にも努める。 ・玄関先を明るくし、まち並みを安全性の高い通りとして、夜間の景観にも配慮する。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みとして隣接する建築物との調和を図る。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、シックで落ち着きのある色彩を基調とする。 <ol style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は明度3.5以上9.0以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色において色相はR(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)の範囲とし、明度3.5以上9.0以下、彩度3.0以下とする。 ③アクセントカラーについては、極端に鮮やかな色に注意し、周辺環境との調和を図るなど配慮に努める。 ④自然石等の天然材質を使用する場合、及び構造体が外壁となる場合（コンクリート打ち放し外壁等）は、①、②に適合しなくても良いものとする。 ・材質は汚れが目立たなく退色の少ないものとする
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備は道路から見えないところに配置する、外壁と調和した部材で覆い壁面と同一の色調とするなど、目立たないように努める。 ・冷暖房機の室外機、雨水配管は表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど建築物との一体化に配慮する。また、ガス・電気メーター類についても可能な限り同様の配慮をする。
工作物	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観と調和を図るためゲート等で形づくり、建物との一体感を醸し出すよう配慮するとともに、入り口周辺の緑化に努める。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者空間の確保、まち並みの眺望という観点から設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の中に埋め込む等、周辺環境との調和を図り、さりげなく設置するよう努める。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用以外の広告物は設置しないよう努める。 ・発光方式を取り入れるときは、点滅させないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・突出幅は建築物壁面より1メートル以下とし、道路上へ突出させない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料はなるべく汚れが目立たず、退色、破損等のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は、原則として8以下とする。
歩道	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の草花の維持管理に努める。 ・私物を置かない。 ・清掃に努める。

(5) 札木・本町通景観形成地区

区分		基準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいを生むことができるように1階は店舗にするよう努める。 ・連続性を保つために、建築物の高さを3階建て以上にするよう努める。 ・まち並みとしての統一性を保つために、隣接する建築物と調和するよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・1階部分は通りに活気を感じることができるようにデザインに配慮し、夜間についてもライトアップするなど夜間景観を演出するよう努める。 ・建築物の外観（外壁）の基本色は、落ち着いた色彩を基調とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①無彩色を使用する場合は、明度3.0以上9.0以下とする。 ②マンセル表色系における有彩色において、色相はR(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)の範囲とし、明度3.5以上9.0以下、彩度3.0以下とする。 ③自然石等の天然材質を使用する場合、及び構造体が外壁となる場合（コンクリート打ち放し外壁等）は上記①、②に適合しなくても良いものとする。 ・アクセントカラーについては、極端に鮮やかな色に注意して周辺的环境との調和を図るよう努める。 ・材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋外設備は、道路から見えない位置とするか外壁と調和した部材で覆うよう努める。 ・冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーカー等の壁面設備は、表通りの壁面に直接取付けない工夫をするなど、建築物と一体化をするよう努める。
	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。 ・美観に配慮し、草花等で装飾するよう努める。
工作物	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から、設置しないよう努める。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建築物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに周辺環境との調和を図るよう努める。
空間	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和に配慮し、外周の緑化等に努める。
	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・各自、周囲を清掃するよう努める。 ・歩道に、私物を置かない。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・自己利用以外の屋上広告物は、設置しないよう努める。 ・横長の形状で建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。 ・派手に点滅するネオンサインは設置しないよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に調和するように大きさや高さを揃えるよう努める。 ・集合化して建築物1棟につき原則1縦列とし、意匠、色彩は外壁と調和するよう努める。 ・突出幅は、建築物の壁面より1m以下とし、原則として道路へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ箱文字で表示し、壁面の色を下地として建築物との調和に努める。 ・1壁面に同一内容のものは1個とし、1壁面に対して1/5以下、20㎡以下とする。 ・窓面広告は、原則として設置しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・材料はなるべく汚れが目立たなく、退色、破損のしにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は原則として8以下とする。

(6) 上传馬通景観形成地区

区分		基準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みに一体感を出すため、隣接する建築物との連続性や景観に配慮する。 ・建築物をセットバックする場合は、可能な範囲においてまち通りの連続性が損なわれないよう配慮する。 ・1階を店舗などにする場合は、明るい雰囲気演出に努めるとともに、夜間の景観についても配慮する。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化を感じさせる外観となるよう努める。 ・建築物の外壁は落ち着きのある色彩とし、以下の基準による。 <ol style="list-style-type: none"> ①まちのテーマカラーとして、マンセル表色系における色相 2.5YR(黄赤)から 2.5Y(黄)、明度 3.5 以上 4.5 以下、彩度 2.0 以上 3.0 以下を定める。 ②外壁の基調色(ベースカラー)はテーマカラーを使用するよう努めるものとするが、使用する材質によりこれによりがたい場合はその近似色も含めた範囲とし、色相はマンセル表色系における 5R(赤)から 5Y(黄)の範囲、明度は 3.5 以上 7.0 以下、彩度は 3.0 以下とする。 ③無彩色、または②の色相、彩度の範囲において明度が 7.0 を超えるものを使用する場合には、外壁面積の 5%以上テーマカラーを使用する。 ④自然石等の天然素材を使用する場合は上記①から③に適合しなくても良いが、周辺環境と調和した仕様とする。 ⑤強調色(アクセントカラー)として②の範囲外の色を使用する場合は、周辺との調和に配慮した色彩を使用する。 ・材質は、汚れが目立たなく、退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備を設置する場合は、道路から見えない場所に配置したり外壁と調和した部材で覆うなどの配慮をする。 ・冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーター等の設備は、通りの壁面に直接取り付けない工夫や建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・ベランダやバルコニーは緑化するよう努める。 ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠とするよう努める。
空間	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・住民と歩行者が憩う空間としての演出、活用に努める。 ・草花の維持管理に努める。 ・私物を置かないよう努める。
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・入口に門等を設置し、通りの連続性を保つよう配慮する。 ・舗装材料の工夫、外周の緑化等により周辺との調和に努める。
工作物	門・塀等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の建築物と調和するような意匠とする。
	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道空間の確保、まち並みの眺望という観点から原則として設置しない。 ・地区全体で設置する場合には、まち通りの個性、連続性を演出できるような意匠とする。
	自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建築物の中に埋め込むなど設置方法に配慮し、外装色は建築物と調和のとれた色彩を選定する。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋上に広告物は設置しない。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物 1 棟につき 1 ヶ所を原則とし、形状、色彩などは建築物との調和に配慮する。 ・突き出し幅は、建築物の壁面より 1m 以下とする。 ・地区全体で設置する場合は、まち通りの個性、連続性を演出できるような意匠とする。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・形状、色彩などは建築物との調和に配慮する。 ・箱文字で表示することを基本とし、下地となる外壁との調和に努める。 ・1 壁面に同一内容のものは 1 ヶ所とし、1 壁面に対して 1/5 以下かつ 20 m² 以下とする。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として自家用広告物以外は設置しない。 ・点滅する広告物は原則として設置しない。 ・窓ガラスなどへ直接広告物を貼り付けないよう努める。 ・のぼりなどの使用はイベント期間中など一時的な使用にとどめる。 ・材質は、なるべく汚れが目立たず退色、破損等しにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。
その他	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗などの入り口については、歩道との段差を解消するよう努める。 ・陳列台や商品などを店舗の前に出さない。やむを得ず一時的に出す場合は十分な通路幅を確保する。 ・店舗などで駐車場を設ける場合は、障害者用のスペースを設けるよう努める。この場合、有効幅員は 3.5m 以上、地面は水平とし、その表面は滑りにくく平坦にする。
	空き店舗・空地	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗や空地は積極的に活用し、まちの活性化に努める。

(7) 大手通景観形成地区

区分		基準
建築物	まち並み	<ul style="list-style-type: none"> ・賑わいを生むことができるように、1階を店舗などにするよう努める。 ・1階を店舗とする場合は明るい雰囲気演出に努めるとともに、夜間の景観についても配慮する。 ・まち並みとしての連続性を保つために、建築物を3階建て以上にするよう努める。 ・まち並みとしての統一性を保つために、隣接する建築物と調和するよう努める。
	外観・色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の外観(外壁)の色彩は公会堂と調和のとれた色彩を使用する。 1.①テーマカラー マンセル表色系における次の範囲の色彩とし、外壁面積の5%以上に使用する。 色相：2.5Y 明度：7.5以上9.0以下 彩度：2.0以上3.0以下 ②ベースカラー(基調色) 以下の(ア)・(イ)の色彩範囲とし、外壁面積の70%以上に使用する。 (ア)有彩色を使用する場合は、マンセル表色系における次の範囲の色彩とする。 色相：YR(黄赤)、Y(黄)の範囲内 明度：4.0以上9.0以下 彩度：3.0以下 (イ)無彩色を使用する場合は、明度7.5以上9.0以下とする。 ③アクセントカラー(強調色) 極端に鮮やかな色に注意し、周辺の環境と調和を図るなど配慮に努める。 2.構造体が外壁となる場合(コンクリート打ち放し外壁等)でも、外壁面積の5%以上にテーマカラーを使用する。 3.自然石等の天然材質を使用する場合は、上記の1及び2に適合しなくても良いが、周辺と調和させるよう努める。 ・材質は汚れが目立たなく退色の少ないものとする。
	屋上・壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・高架水槽、クーリングタワー等の屋上設備を設置する場合は、道路から見えない場所に配置したり外壁と調和した部材で覆うなどの配慮をする。 ・冷暖房機の室外機や雨水配管、各種メーター等の設備は、通りの壁面に直接取り付けない工夫や建築物との一体化に配慮する。
	ベランダ・バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・美観に配慮し、草花等で装飾するよう努める。 ・洗濯物等が通りから直接見えにくい構造、意匠に努める。
空間	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観と調和を図るためゲート等で形づくり、周辺の建築物との一体感を醸し出すよう配慮する。 ・入口周辺の緑化等に努める。
	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・草花の維持管理に努める。 ・私物を置かない。 ・清掃に努める。
工作物	アーケード・日除け	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の確保、まち並みの眺望という観点から設置しないよう努める。
	自動販売機等	<ul style="list-style-type: none"> ・側面が見えないように建築物の中に埋め込む等の方法で対応するなど、設置場所を考慮するとともに周辺との調和を図るよう努める。
広告物	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・横長の形状で建築物の形態や色彩と一体化するよう努める。
	突出広告	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に調和するように大きさや高さを揃えるよう努める。 ・複数になる場合は、集合化し建築物1棟につき原則1縦列とし、意匠・色彩は外壁と調和するよう努める。 ・突き出し幅は、建築物の壁面より1m以下とし、原則として道路へ突出させない。
	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・1壁面に同一内容のものは1ヶ所とし、1壁面に対して1/5以下かつ20㎡以下とする。 ・窓面広告は原則として設置しない。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用広告物以外は設置しない。 ・派手に点滅するネオンサインは設置しないよう努める。 ・材質は、なるべく汚れが目立たず、退色、破損等しにくいものとする。 ・維持管理は定期的に行うよう努める。 ・彩度は、原則として8以下とする。
その他	バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等の入口については、歩道との段差を解消するよう努める。 ・陳列台や商品などを店舗の前に出さない。やむを得ず一時的に出す場合は十分な通路幅を確保する。 ・店舗などで駐車場を設ける場合は、障害者用のスペースを設けるよう努める。この場合、有効幅員は3.5m以上、地面は水平とし、その表面は滑りにくく平坦にする。
	空き店舗・空地	<ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗や空地は積極的に活用し、まちの活性化に努める。

(8) 二川宿景観形成地区

■まち並み景観形成基準について

区分		基準
まち並み		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の軒先や壁面の位置は、歴史的な建築物にできるだけそろえ、まち並みの連続性を大切にする。 ・建築物を道路から後退して建築する場合や、青空駐車場などの空地の場合は、道路沿いに門、塀、生垣などを設け、まち並みの連続性を損なわないように努める。
建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・道路沿いに建築する場合は、2階建てまでとする。 ・道路から後退して建築する場合は、3階建て程度を限度とし、まち並みから突出しないようにする。
	屋根・庇	<ul style="list-style-type: none"> ・切妻屋根を基本とする。 ・旧東海道に面する屋根は道路に向けて傾斜させ、1階には軒の出のある庇を設ける。 ・勾配は歴史的な建築物と不調和にならない範囲とする。 ・素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。 ・色彩は灰色とする。
	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・壁や建具に格子のイメージをいれる。 ・建具の形は自由とする。 ・素材は自由とするが、落ち着いた質感のものとする。 ・壁の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とし、全体が落ち着いて見えるものとする。 ・建具の色彩は、濃い茶色や黒色を基調とする。
門・塀		<ul style="list-style-type: none"> ・形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。 ・旧東海道に沿った門には、できるだけ庇を設ける。
設備		<ul style="list-style-type: none"> ・玄関先に照明を設置する場合は、電球色の光とする。 ・空調室外機などは、道路から直接見えない位置に設置するよう努め、やむを得ない場合は、格子で覆うなど建築物に調和させる。
広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・自家用以外の広告物は設置しないよう努める。 ・けばけばしい電飾広告や、誇大なものは、設置しないよう努める。 ・形、素材、色彩は、歴史的な建築物に調和する落ち着いたものとする。 ・高さは、建築物の2階（平屋の場合は1階）の軒高を超えないようにする。
自動販売機		<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、茶色や灰色とし、照明や表示物は機能上必要最小限のものとする。 ・建築物の軒下に納まるように努め、複数設置する場合は、高さやデザインを揃える。
建築物の前面空間		<ul style="list-style-type: none"> ・緑化や床面仕上げなどに配慮し、落ち着いた雰囲気での修景に努める。

※「歴史的な建築物」とは、江戸時代から受け継がれてきた二川宿の伝統的なまち並みを構成する建築物（東駒屋など）を言う。

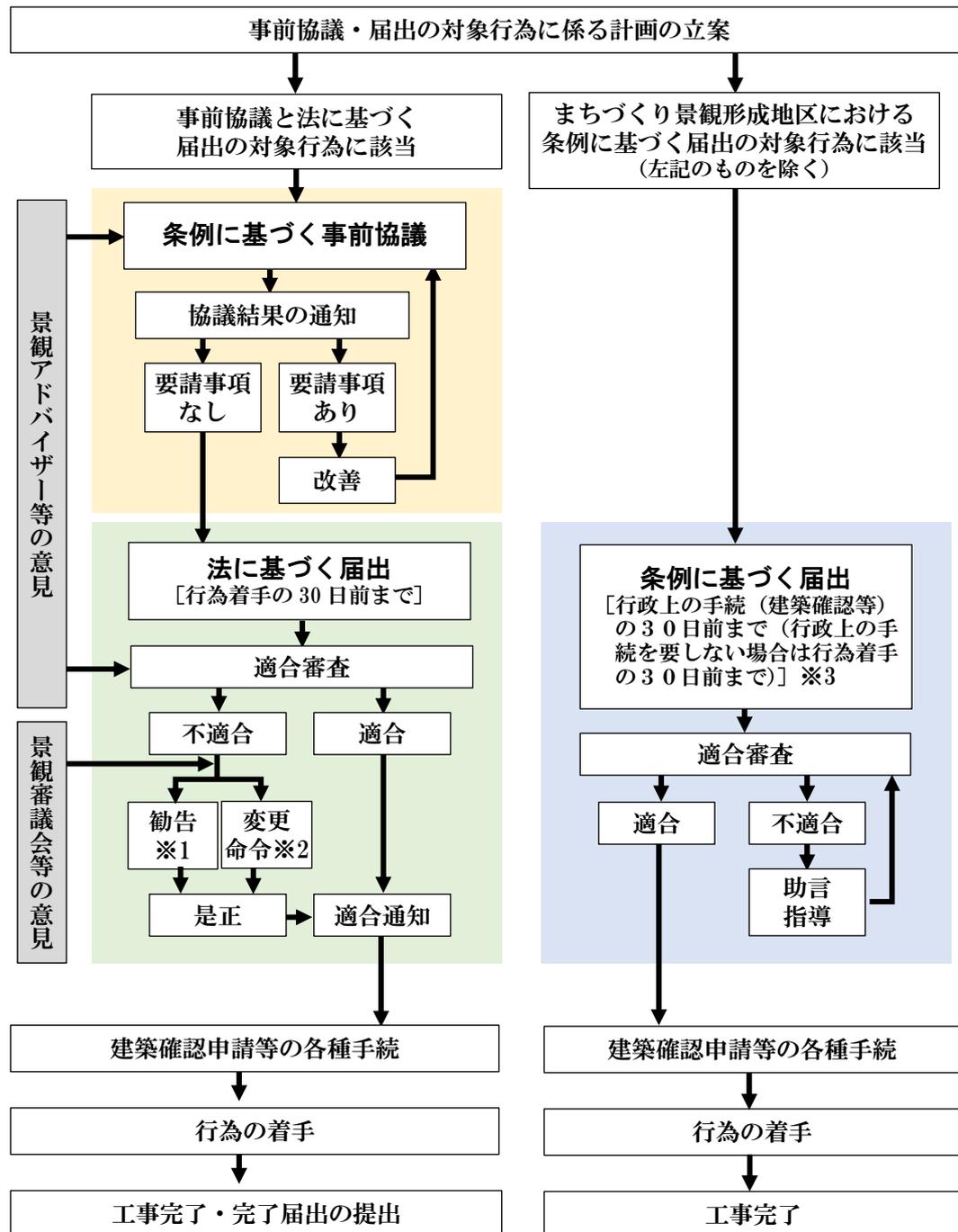
■屋根・壁の推奨色（マンセル表色系による）

区分	色相	明度	彩度
屋根	制限なし	6以下	0.5以下
壁	10R~5Y	8を超える場合	2以下
		8以下の場合	4以下
	その他（Nを含む）	制限なし	0.5以下

4. 事前協議と届出の手続き

事前協議と届出が必要となる行為を行う場合には、以下を確認し、フローに従い、必要な図書を提出してください。(国・県・市の行為については、事前相談と法に基づく通知が必要となり、下記のフローと異なります。)

1 事前協議と届出の手続きフロー



※1：勧告に従わない場合は氏名等を公表する場合があります。

※2：変更命令の対象行為は、法と条例で定められています。

※3：法に基づく届出の対象になる場合は、条例に基づく届出は省略できます。

※：都市の魅力をけん引するような斬新なデザインについては、景観アドバイザー等の意見を聴きながら慎重に対応します。

2 事前協議と届出に必要な図書

事前協議時と届出時には、それぞれ以下の図書を提出してください。

(1) 条例に基づく事前協議時

● 建築物の建築等・工作物の建設等

- ①事前協議書
- ②添付図書（位置図、配置図、平面図、立面図、外構平面図、完成予想図、現況写真）
- ③シミュレーション図（石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域の場合）
- ④景観配慮検討書

● 開発行為

- ①事前協議書
- ②添付図書（位置図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、現況写真）
- ③シミュレーション図（石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域の場合）
- ④景観配慮検討書

※事前協議時の各種図面は、検討中の段階のもので構いません。

(2) 法に基づく届出時

● 建築物の建築等・工作物の建設等

- ①景観計画区域内行為届出書
- ②添付図書（位置図、配置図、平面図、立面図、外構平面図、完成予想図、現況写真）
- ③シミュレーション図（石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域の場合）
- ④景観配慮検討書

● 開発行為

- ①景観計画区域内行為届出書
- ②添付図書（位置図、土地利用計画図、造成計画平面図、造成計画断面図、現況写真）
- ③シミュレーション図（石巻山眺望保全区域、豊川水辺景観育成区域の場合）
- ④景観配慮検討書

(3) まちづくり景観形成地区における条例に基づく届出時

● 建築物の建築等・工作物の建設等

- ①届出書（まちづくり景観形成地区内行為届出書）
- ②添付図書（位置図、配置図、平面図、立面図、現況写真）

● 屋外広告物の建設等

- ①届出書（まちづくり景観形成地区内行為届出書）
- ②添付図書（位置図、配置図、意匠図、現況写真）